

埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業
要求水準書

令和5年5月12日

埼玉県

目次

第1 総則	1
1 要求水準書の位置付け.....	1
2 事業目的	1
3 基本的な考え方	2
4 設置目的	2
5 性能規定	2
6 県と関係団体との連携.....	2
7 川口市が整備運営する施設との連携.....	2
(1) 北スポーツセンターとの合築	3
(2) 川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整.....	3
(3) 北スポーツセンターの運営者との連携.....	3
(4) 神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携.....	3
8 事業範囲	4
(1) 本施設の整備（設計、建設）業務	4
(2) 運営・維持管理業務	4
9 事業期間	5
(1) 設計・建設期間	5
(2) 開業準備期間	5
(3) 供用開始予定日	5
(4) 運営・維持管理期間	5
10 関係法令等	5
(1) 法令	5
(2) 条例	7
(3) 要綱、基準等	8
11 統括責任者の配置.....	11
12 要求水準の変更.....	12
(1) 要求水準の変更事由	12
(2) 要求水準の変更手続	12
13 事業期間終了時の施設性能に関する要求水準.....	12
(1) 基本的考え方	12
(2) 具体的手順	12
14 著作権・特許権等.....	13
(1) 著作権	13
(2) 特許権等	13
15 文書の管理・保存、情報公開.....	13
16 個人情報の保護及び秘密の保持.....	13
(1) 個人情報	13

(2) 秘密の保持	13
17 その他	14
(1) 県による任意の確認	14
(2) 県との協議	14
(3) 県及び関係者との調整	14
(4) 周辺住民等との調整	14
(5) 提出資料の作成等	14
(6) 会計検査受検の対応	14
(7) 現場視察等の対応	14
(8) 衛生管理	14
第2 施設計画に関する要求水準.....	15
1 総則	15
(1) 基本要件	15
(2) 施設整備の概要	16
2 屋内50m水泳場施設計画.....	19
(1) 建築計画	19
(2) 室内環境計画	24
(3) 各諸室計画	25
(4) 構造計画	38
(5) 電気設備計画	39
(6) 機械設備計画	43
(7) サイン計画	46
(8) 器具・備品計画	46
第3 設計、建設業務に関する要求水準.....	47
1 総則	47
(1) 業務対象	47
(2) 業務期間	47
(3) 業務範囲	47
2 本施設の整備（設計、建設）業務.....	47
(1) 設計業務	47
(2) 建設業務及び工事監理業務	56
(3) 開業準備業務	60
第4 運営・維持管理業務に関する要求水準.....	63
1 総則	63
(1) 基本的な考え方	63
(2) 業務対象	63
(3) 運営・維持管理業務期間	63

(4) 業務範囲	63
(5) 施設の開館日等	64
(6) 利用形態	64
(7) 利用料金制の導入	65
2 共通基本業務	66
(1) 業務体制の確立	66
(2) 業務従事者の配置	66
(3) 業務計画書の作成	68
(4) マニュアルの整備	68
(5) 施設利用規則の整備	68
(6) 施設管理台帳の整備	68
(7) 災害または緊急時等の対応	68
(8) 業務報告書の作成	69
(9) 事業期間終了時引継業務	69
3 運営業務	70
(1) 業務方針	70
(2) 大会開催等支援業務	71
(3) スポーツ教室等実施業務	71
(4) トレーニング指導支援業務	72
(5) 競技力向上事業支援業務	72
(6) 利用者受付業務	72
(7) プールの監視・水質等衛生管理業務	74
(8) 広報・情報発信業務	76
(9) プール公認更新業務	77
(10) 駐車場・駐輪場運営業務	78
(11) 周辺施設、関係団体等連携業務	79
(12) 物販コーナー等運営業務	79
(13) 自由提案事業	80
4 維持管理業務	80
(1) 基本要件	80
(2) 建築物保守管理業務	81
(3) 建築設備保守管理業務	83
(4) 器具・備品等保守管理業務	85
(5) 外構等保守管理業務	85
(6) 清掃業務	86
(7) 警備業務	88
(8) 修繕・更新業務	89
(9) 植栽管理業務	90

(10) 環境衛生管理業務	90
---------------------	----

【資料一覧】

○添付資料

資料番号	資料名称
別紙 1	対象敷地現況図
別紙 2	敷地測量図
別紙 3	地質調査資料
別紙 4	インフラ整備状況
別紙 5 - 1	必要諸室及び仕様
別紙 5 - 2	配置イメージ図
別紙 5 - 3	ゾーニングイメージ図
別紙 5 - 4	可動床・可動壁の計画資料
別紙 5 - 5	飛込台・飛板レイアウトについて
別紙 5 - 6	ドライランドレイアウトについて
別紙 6	プール備品リスト
別紙 7	プール電気備品リスト
別紙 8	什器備品リスト
別紙 9	利用料金等の考え方
別紙 10	川口市との調整状況

○参考資料

資料番号	資料名称
参考資料 1	県内大会の日数・規模の過去実績

【用語の定義】

用語	定義
本書	本要求水準書
県	埼玉県
本事業	埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業
本施設	埼玉県屋内 50m水泳場
機能	目的又は要求に応じてものが発揮する役割。
性能	目的又は要求に応じてものが発揮する能力。
劣化	物理的、化学的及び生理的要因により、ものの性能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものは除く。
保全	施設の建築物等の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。
点検	施設の建築物等の建築状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べること。
保守	施設の建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業。
補修	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させること。
更新	劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り替えること。
修繕	施設の劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等を除く。
大規模修繕	建物の老朽化に伴い著しく、建築及び建築設備、主要設備の機能が低下し、建築物の使用にあたり支障がきたされるため改善を目的とした工事。一時的に建物機能（使用）を停止し、行われる工事を大規模修繕と定義する。（「建築物修繕措置判定手法」建設大臣官房官庁営繕部監修を参照のこと）

第 1 総則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、埼玉県（以下「県」という。）が屋内 50m 水泳場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の入札、選定に当たり、本事業に求める最低限の水準として要求水準を示し、参加資格者の提案に具体的な指針を与えるものである。

参加資格者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、県は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。

また、事業者が提案した事業計画等（以下「事業提案書」という。）の内容のうち、本書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が実施するに当たっての要求水準の一部として扱うものとする。

なお、事業提案書の内容のうち、本書において実施しなければならないとした事項については、これを達成しなければならない。この場合、他の要求水準との整合については事業者の責任において担保しなければならない。

事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。県による事業実施状況のモニタリングにより、事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、本事業の事業契約（以下「事業契約」という。）に基づき措置を講じるものとする。

なお、本書に記載する用語の定義は、事業契約にならうものとし、事業契約で定義されていない用語については、本書の定義による。

2 事業目的

県は、令和 3 年度に水泳競技の競技力向上と県民のスポーツ振興を目指し、屋内 50m 水泳場（以下「本施設」という）の整備を推進するための「埼玉県屋内 50m 水泳場整備事業基本計画」を策定した。

本施設は、日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内 50m 水泳場として、水泳競技の各種大会を開催し、アスリートが自らの能力と技術の限界に挑む機会を提供するとともに、充実したトレーニング、練習会等を行える環境を提供することを想定している。県が上尾市に整備を進めているスポーツ科学拠点施設のサテライト施設として、スポーツ科学の知見を活かし科学的根拠に基づくアスリート支援を行うとともに、様々な競技のトレーニングやリハビリなどに水中運動を活用するための支援も行うことを想定している。また、年間を通じて天候に左右されず利用できる環境を整えるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ子供から高齢者まで障害の有無にかかわらず県民誰もが利用しやすい施設となることを想定している。

県は、本事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する

る法律（以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定しており、事業期間全体を通して、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

3 基本的な考え方

屋内 50m水泳場整備における基本的な考え方は以下のとおりである。

- (ア) 本事業が対象とするアスリートには、パラアスリートを含むものとする。本施設は、ユニバーサルデザインを推進し、性別、年齢、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめる共生社会の実現を目指す施設とする。
- (イ) 本施設は、アスリートだけでなく県民誰もが利用できる施設とする。また、県民向けのスポーツ科学の知見に基づく情報を提供するなど水泳をはじめとした県民のスポーツ振興、健康増進を図る施設とする。
- (ウ) 本施設は、埼玉県と川口市が連携して整備し、地域に愛され多くの県民が訪れるスポーツの拠点を目指す施設とする。

4 設置目的

- (ア) 公益財団法人日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内 50m水泳場を整備し、アスリートの競技力向上につなげるとともに、国内主要大会を開催し、水泳の普及振興を図る。
- (イ) 1年を通して天候に左右されず誰もが水に親しむ環境を創出し、県民の健康増進・スポーツ実施率の向上を図る。

5 性能規定

本書は、県が本事業に求める最低限の水準を規定するものである。

参加資格者は、本書に具体的な仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、本書に具体的な仕様のない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うこととする。

6 県及び関係団体との連携

事業者は、県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等が行う大会等誘致・開催、トレーニング指導、競技力向上事業について、連携して支援を行うこと。また、事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと。

さらに、競技力向上事業の支援のため、県が上尾市に整備を進めているスポーツ科学拠点施設等の関連施設や関係団体等と積極的に連携を行うこと。

7 川口市が整備運営する施設との連携

本事業を実施する事業者は、川口市が別途整備運営する北スポーツセンター（公民

館を含む。以下同様。)との連携に配慮すること。川口市との連携事項の概要は以下のとおりである。なお、県と川口市の調整状況については、「別紙 10 川口市との調整状況」を参照すること。

(1) 北スポーツセンターとの合築

本施設は、川口市が別途整備する北スポーツセンターとエキスパンションジョイントで連結することにより、建物内部での相互移動が可能となるよう計画する。

エキスパンションジョイントで連結するために本施設側に求められる条件については、「別紙 5-3 ゾーニングイメージ図」を参照すること。

また、エキスパンションジョイントでの連結にあたり、接合部及び接合カバーは川口市が負担する。

一方、エキスパンションジョイントでの連結にあたり、本施設又は北スポーツセンターに防火扉を設置する場合は、本施設に事業者が整備すること。

(2) 川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整

川口市は、既存の北スポーツセンターの解体撤去、現在の敷地の樹木伐採・伐根及び地下埋設物等の撤去、敷地の整地のほか、新たな北スポーツセンターの整備、敷地西側の幹線第 44 号線の道路拡幅工事、東側敷地の盛土の切り崩し及び整地、東側敷地の駐車場の整備、北側のプロムナードの整備を、本事業とは別途実施する予定である。

川口市が別途整備する北スポーツセンターは、外観・構造・機能を総合的に判断して本施設との一体性のある建物とし、一棟として建築基準法・消防法の規定に適合する施設とするため、川口市との設計及び施工調整は、県が実施するものとするが、事業者は県と川口市との調整に協力すること。

(3) 北スポーツセンターの運営者との連携

北スポーツセンターの運営及び維持管理は、川口市又は川口市が選定する第三者が実施することを想定している。本施設の運営にあたっては、県及び北スポーツセンターの運営を行う者との間で定期的に情報共有を行い、本施設の利用者が相互利用する際の利便性に配慮すること。

(4) 神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携

川口市では、本施設の整備計画に併せ、「ひと まち 自然をつなぐスポーツと緑の健康拠点」をコンセプトとして、北スポーツセンターを含む神根運動場周辺を一体的に整備することにより、多様な世代が集う健康に資する新たなスポーツ拠点とするため、神根運動場周辺整備基本計画（案）を公表し、神根運動場周辺整備基本計画の策定を進めている。

事業者は、基本計画から地域特有の課題、付加価値を検討し、施設計画、運営等に生かすこと。

事業者は、本施設に隣接して川口市が計画している神根運動場、神根公園及び北スポーツセンターと連携し、地域に愛され多くの県民が訪れるスポーツの拠点

として、新たなにぎわいの創出やスポーツ健康づくりを推進すること。

8 事業範囲

本事業の範囲は次のとおりとする。ただし、本業務の実施に当たり、本書及び事業提案書で示す内容を満たす上で、その他必要な業務がある場合は、適切に実施すること。

(1) 本施設の整備（設計、建設）業務

ア 設計業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 設計業務

イ 建設業務及び工事監理業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 建設工事（造成、外構整備等を含む。）
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 器具・備品等調達設置業務
- (オ) 本施設の引渡し及び所有権移転に係る業務

ウ 開業準備業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 事前広報、利用者受付業務
- (ウ) 開館式典及び内覧会等実施業務
- (エ) 開業準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務
- (オ) プール公認取得業務

(2) 運営・維持管理業務

ア 運営業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 大会開催等支援業務
- (ウ) スポーツ教室等実施業務
- (エ) トレーニング指導実施支援業務
- (オ) 競技力向上事業実施支援業務
- (カ) 利用者受付業務
- (キ) プールの監視・水質等衛生管理業務
- (ク) 広報・情報発信業務
- (ケ) プール公認更新業務
- (コ) 駐車場・駐輪場運営業務
- (ク) 周辺機関、関係団体等連携業務

- (シ) 物販コーナー等運営業務
- (ス) 自由提案事業

イ 維持管理業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 建築物保守管理業務
- (ロ) 建築設備保守管理業務
- (エ) 器具・備品等保守管理業務
- (オ) 外構等保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 修繕・更新業務
- (ケ) 植栽管理業務
- (コ) 環境衛生管理業務

9 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日～令和 24 年 3 月 31 日とする。

(1) 設計・建設期間

事業契約締結の日～令和 9 年 3 月 31 日

事業者は、令和 9 年 3 月 31 日までに、設計図書に定められた工事を完成させ、所定の検査等手続きを完了した上で、県に本施設を引き渡すこと。

(2) 開業準備期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日

事業者は、本施設の引き渡し後、令和 9 年 6 月 30 日までに、開業準備を完了させること。

(3) 供用開始予定日

令和 9 年 7 月 1 日

(4) 運営・維持管理期間

令和 9 年 7 月 1 日～令和 24 年 3 月 31 日（14 年 9 か月）

10 関係法令等

本事業の実施に当たって、事業者は関連する最新の法令、条例、要綱、基準等（以上を総称して「関係法令等」という。）を遵守すること。次に、本事業の関係法令等を示す。

(1) 法令

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- ・学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
- ・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ・スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）
- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）
- ・工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年第 100 号）
- ・その他の関連法令

(2) 条例

- ・埼玉県建築基準法施行条例
- ・埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(埼玉県建築物バリアフリー条例)
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則
- ・埼玉県屋外広告物条例
- ・埼玉県都市公園条例
- ・埼玉県景観条例
- ・埼玉県環境基本条例
- ・埼玉県環境影響評価条例
- ・埼玉県自然環境保全条例
- ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
- ・埼玉県生活環境保全条例

- ・ 埼玉県地球温暖化対策推進条例
- ・ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例
- ・ 埼玉県震災予防のまちづくり条例
- ・ 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
- ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・ 埼玉県保健所条例
- ・ 埼玉県プールの安全安心要綱
- ・ 食品衛生に関する条例
- ・ 興行場法施行条例
- ・ 埼玉県文化財保護条例
- ・ 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例
- ・ 埼玉県行政手続条例
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例
- ・ 公衆浴場法施行条例
- ・ 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例
- ・ 埼玉県水道用水料金徴収条例
- ・ 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例
- ・ 埼玉県個人情報保護条例
- ・ 埼玉県暴力団排除条例
- ・ 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例
- ・ 埼玉県防犯のまちづくり推進条例
- ・ 川口市都市計画法関係事務手数料条例
- ・ 川口市道の構造の技術的基準を定める条例
- ・ 川口市都市公園条例
- ・ 川口市火災予防条例
- ・ 川口市下水道条例
- ・ 川口市文化財保護条例
- ・ 川口市中高層建築物の建築に係る事前公開等の手続及び紛争の調整に関する条例
- ・ 川口市景観形成条例
- ・ その他の関連条例

(3) 要綱、基準等

- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

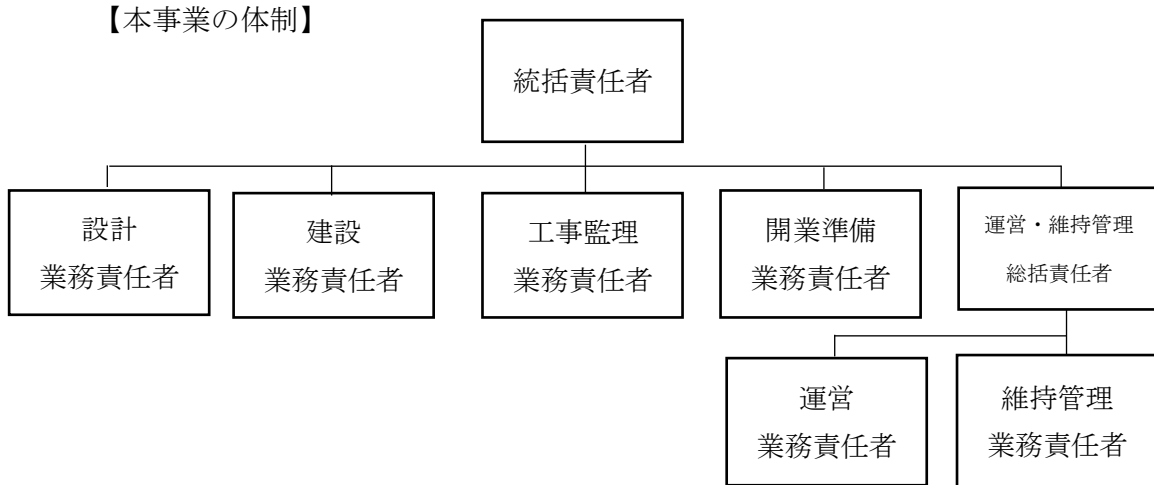
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建関技第 103 号）
- ・ 建築工事安全施工技術指針（建設省営監発第 13 号）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築物修繕措置判定手法（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）
- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・営繕工事積算チェックマニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）
- ・建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- ・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）
- ・学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）
- ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号）
- ・遊泳用プールの衛生基準（健発第 0528003 号 厚生労働省健康局長通知）
- ・埼玉県グリーン調達推進方針（埼玉県 環境部 環境政策課）
- ・埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（埼玉県 農林部 森づくり課）
- ・庁舎・公の施設マネジメント方針（埼玉県 総務部 管財課）
- ・防犯カメラの設置と利用に関する指針（埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課）
- ・埼玉県電子納品運用ガイドライン（埼玉県 県土整備部 建設管理課）
- ・埼玉県景観計画（埼玉県 都市整備部 田園都市づくり課）
- ・埼玉県スポーツ推進計画（埼玉県 県民生活部 スポーツ振興課）
- ・第 2 次川口市緑の基本計画（川口市都市計画部みどり課）
- ・埼玉県建築工事積算基準（埼玉県 県土整備部 建設管理課）
- ・埼玉県建築工事共通費積算基準（埼玉県 県土整備部 建設管理課）
- ・埼玉県プールの安全安心要綱（埼玉県 保健医療部 生活衛生課）
- ・埼玉県地球温暖化対策実行計画（事前準備編）（埼玉県 環境部 温暖化対策課）
- ・埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～（埼玉県 環境部 環境政策課）
- ・埼玉県生活環境保全条例（埼玉県 環境部）
- ・プール公認規則（公益財団法人日本水泳連盟）
- ・公認プール施設要領（公益財団法人日本水泳連盟）
- ・道路構造令の解説と運用（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン（一般財団法人国土技術研究センター）
- ・国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（一般財団法人建築保全センター）
- ・学校施設における天井等落下防止対策のための手引（文部科学省）
- ・昇降機技術基準の解説（国土交通省住宅局建築指導課編集協力）
- ・その他の関連要綱、基準等

1.1 統括責任者の配置

本事業の実施に当たり、事業者は事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者を配置し、本事業の事業契約締結後速やかに県に通知すること。

統括責任者は、事業全体を統括するため、特別目的会社（以下「SPC」という。）又は業務全体のマネジメントを担う企業が直接雇用する正社員とすること。



1 2 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

県は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- (ア) 関係法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (イ) 県の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (ウ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続

県は、要求水準を変更する場合、事前に事業者と協議を行う。要求水準の変更に伴い、事業契約に基づき事業者に支払うサービス購入料を含め、事業契約の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

1 3 事業期間終了時の施設性能に関する要求水準

(1) 基本的考え方

- (ア) 事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが本書で提示した性能、機能を発揮でき、損傷がない状態で県へ引き継ぐこと。ただし、性能、機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。
- (イ) 事業期間終了後に、次期事業者の運営・維持管理業務が円滑かつ支障なく実施できるよう、県及び当該事業者に対し各業務に関する必要な事項の引継ぎを行うこと。

(2) 具体的手順

事業者は、事業期間終了時の 3 年前までに、施設劣化調査等を実施の上、施設劣化調査報告書及び長期修繕計画等を県に提出し、確認・指示を受けること。

施設劣化調査及び修繕の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 施設劣化調査は、目視・触診・打診等の方法による調査とする。ただし、必要に応じて物性調査を行うこと。なお、具体的な施設劣化調査等の調査項目等は、事前に県と協議して定めること。
- (イ) 施設劣化調査報告書の作成に当たっては、客観性の確保に配慮した実施方法とすること。
- (ウ) 施設劣化調査報告書の内容には劣化診断、調査対象部の写真、修繕履歴（事業期間中に要した修繕履歴及び当該費用を含む。）、総合調整測定表、許認可書類写し、建築平面図・立面図・断面図等を含むこととする。
- (エ) 事業者は、施設劣化調査及び維持管理業務の結果等を踏まえ、「第 4-2-(3) 業務計画書の作成」に示す業務計画を基に、事業期間終了後 30 年間の長期修繕計画を再度立案し、施設劣化調査報告書とあわせて県に提出すること。

- (オ) 事業者は、事業期間終了時までには、必要な修繕を実施すること。なお、実施に当たっては修繕計画を県と協議・提出したうえで、確認・指示を受けること。

1.4 著作権・特許権等

(1) 著作権

事業提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、県は、本事業の公表時及び県が必要と判断した場合には、落札者の事業提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

1.5 文書の管理・保存、情報公開

事業者は、本事業を行うに当たり作成し、または取得した文書（以下「対象文書」という。）を適正に管理し、保存すること。また、県から対象文書の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

なお、次の場合には、当該対象文書の写しを提出すること。

- (ア) 対象文書の保存に支障が生じるおそれがあるとき。
- (イ) 対象文書を業務に使用する必要があり、業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (ウ) その他正当な理由があるとき。

1.6 個人情報の保護及び秘密の保持

(1) 個人情報

事業者は、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「埼玉県個人情報保護条例」に基づき、その取扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じること。

(2) 秘密の保持

事業者は、本事業の各業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業の事業期間が終了した後も同様とする。

事業者は、業務従事者及び請負業者等に対し、本事業の各業務の履行に関して知り得た秘密の保持について必要な措置を講じること。

17 その他

(1) 県による任意の確認

県は、事業者の本事業についての説明や書類提出等をいつでも求め、確認することができる。

(2) 県との協議

事業者は、事業期間を通じて、県との間で本事業についての協議を行うための定例会を開催し、会議録の作成等を行うこと。

(3) 県及び関係者との調整

県及び川口市は、定期的に本事業及び神根運動公園内の他の施設運営内容等についての情報共有及び利用者の利便性や神根運動公園の魅力向上に関する意見交換を行うため、神根運動公園内の他の施設管理者、関係団体、関係機関等で構成する「関係者協議会」を設置する。事業者は、同協議会に参加し、会議の開催調整、司会・進行、会議録の作成等の支援を行うこと。

(4) 周辺住民等との調整

事業者は、本事業を円滑に推進できるよう、適時、周辺住民等に対して本事業における各業務の実施に係る説明や意見交換等を行うこと。

(5) 提出資料の作成等

事業者は、関係法令等の規定や補助金交付申請等により県が関係機関等に資料等を提出する必要がある場合は、県の指示に従い作成や修正等を行うこと。

(6) 会計検査受検の対応

本事業は補助金の活用を予定している事業であり、会計検査受検対象となる見込みであるため、事業者が、受検時には検査資料の作成、検査への同席・技術的助言、関連業者との調整等を行うこと。

(7) 現場視察等の対応

関係団体や関係機関等が本施設を対象とした現場視察や現場研修会等を行う場合は、事業者は、県の指示に従い適切に対応すること。

(8) 衛生管理

入退館時における利用者の手指除菌や検温等、利用者の自主的な体調管理等を促進すること。

第2 施設計画に関する要求水準

1 総則

(1) 基本要件

ア 立地条件

本事業区域の概要は下表のとおりである。なお、詳細については、別紙1を参照すること。

所在地	埼玉県川口市道合 390 ほか
敷地所有者	川口市
敷地面積	約2.4ha（「別紙2 敷地測量図」を参照すること）
用途地域	市街化調整区域
前面道路	西側 市道 幹線第44号線 認定幅員5.4m～13.0m
防火・準防火地域	指定なし
高度地域	指定なし
法定建ぺい率	神根運動場 50% 神根公園（都市公園）50%（都市公園法に則る場合 22%） ※本事業区域を含む神根運動場は、令和5年度に都市公園に変更予定である。都市公園に変更された後の建ぺい率は、都市公園区域（神根運動場含む）全体の面積に対する建ぺい率が適用される予定であり、変更後の関係法令に基づくものとする。
法定容積率	100%
日影規制	高さ10mを超える建築物の場合、4時間・2.5時間 ※測定水平面4m
交通アクセス	電車：JR武蔵野線「東浦和駅」から徒歩 25 分 バス：JR京浜東北線蕨駅から約 20 分 「北スポーツセンター」下車

※本事業区域を含む神根運動場は、令和5年度に都市公園へ変更を予定。

※本事業区域にある既存施設（北スポーツセンター、外構、野球場等）は、令和5年3月末まで使用するため、令和7年3月までに川口市で解体及び整地等を行う予定。

イ 事業区域の概況

敷地の北側には川口市立北中学校に面するため、日影の影響については十分配慮すること。

ウ 地盤状況

事業区域の地盤状況については、「別紙3 地質調査資料」を参照すること。

なお、設計、建設等の実施に当たり、追加調査が必要な場合は、事業者の負担において行うこと。

エ 埋蔵文化財

本敷地は埋蔵文化財包蔵範囲外である。ただし、工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときは、現状を変更することなく速やかに県に報告するとともに、その取扱いについて協議を行うこと。なお、埋蔵文化財等の発見による事業スケジュールの変更等に起因する追加費用又は損害については、県及び事業者の業務分担に応じた負担とする。

オ 土壌調査

事業者は、必要に応じて「土壌汚染対策法」・「生活環境保全条例」に基づく届出等を行うこと。

なお、詳細については川口市環境保全課と協議を行うこと。

カ 測量

事業区域の測量については、「別紙2 敷地測量図」を参照すること。なお、設計、建設等の実施に当たり、追加調査が必要な場合は、事業者の負担において行うこと。

キ 各種インフラの整備状況

各種インフラの整備については、事業者は提案内容に合わせて各インフラ管理者と協議を行い、事業者の負担で接続等工事を行うこと。また、周辺インフラの状況については、「別紙4 インフラ整備状況」を参照すること。

(2) 施設整備の概要

ア 屋内水泳施設構成

基本的な施設構成については、次のとおりとする。詳細については、「第2-2-(3)各諸室計画」及び「別紙5-1 必要諸室及び仕様」を参照すること。

ゾーン構成	主な諸室
<p>メインプール ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メインプール（50mプール） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 50m 及び 25m の競泳並びに水球等の国内大会時の競技会場として機能することを主とし、競技者の練習場としても機能すること。 ✓ 一般利用と競技利用を両立するプールとするため、25m プールに分割可能な可動壁、分割した 25m プールそれぞれが独立で水深の調整が可能な可動床（水深 0m 程度～3.0m、駆動部は含まない）を備えること。（「別紙 5 - 4 可動壁・可動床の計画資料」を一例として参照すること） ✓ プールは 10 レーンとし、50m 以上×25m 以上のサイズとすること。また、スタート台とタッチ板（取り外し式、両端壁に設置）を設置すること。 ✓ 以下の規格を満し公益財団法人日本水泳連盟プール公認の取得が可能な整備とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 競泳：公称 50m 国際基準競泳プール ◇ 競泳：公称 25m 国際基準競泳プール 1 面、公称 25m 国内基準競泳プール 1 面（50m プールを分割利用時） ◇ 水球：国際基準公認水球プール ◇ アーティスティックスイミング：国内基準公認アーティスティックスイミングプール ✓ 移動式のカメラを設置し、メインプールの水中・水上を撮影できるようにするとともに、選手が泳いだ後にその場で映像を確認できる移動式のモニターを設けること。また、移動式のカメラで撮影した映像は、映像分析装置で分析可能なものとする。なお、移動式のカメラは、水中・水上で高さ調整が出来るとともに、飛込プール、サブプール等でも利用可能なこと。 ・飛込プール <ul style="list-style-type: none"> ✓ 飛込競技の国内大会時の競技会場として機能することを主とし、競技者の練習場としても機能すること。 ✓ 25m×22m 以上のプールとし、一般利用と競技利用を両立するプールとするため、可動床（水深 0m 程度～5.0m、駆動部は含まない）を備えること。 ✓ 以下の規格を満し公益財団法人日本水泳連盟プール公認の取得が可能な整備とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飛込：国際基準飛込プール
<p>サブプール ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サブプール（25mプール） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 競技者の練習場としても機能すると共に、県民の一般利用のプールとしても機能すること。 ✓ サブプールの利用を必要としないメインプールゾーンでの大会開催時においては、県民の一般利用のプールとして活用できるようにすること。 ✓ 一般利用と競技利用を両立するプールとするため、可動床（水深 0m 程度～2.0m、駆動部は含まない）を備えること。

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プールは 10 レーンとし、25m以上×22m以上のサイズとすること。また、スタート台とタッチ板（取り外し式）を整備すること。 ✓ 以下の規格を満し公益財団法人日本水泳連盟プール公認の取得が可能な整備とすること。 ◇ 競泳：公称 25m 国内基準競泳プール
更衣ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・選手更衣室、一般更衣室等
機能向上ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライランド（飛込競技練習施設）、撮影機器設置下地・固定式のカメラ含む ・機能分析室（移動式カメラによる泳法解析装置等）
選手利用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・選手が主に利用する諸室等 ✓ 役員控室、選手招集所、コーチ控室等、大会開催に伴い選手が利用し、プールの公認取得に必要となる諸室を備えること。 ✓ これらの諸室については、大会時以外に会議室、多目的室等として有効活用すること。 ・冷温交代浴施設（冷・温浴等）
プール運営ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者・運営者が主に利用する諸室等 ✓ 審判室、ドーピング検査室、記録室、会議室等大会及びプールの運営に必要であり、かつプールの公認取得に必要となる諸室を備えること。 ✓ 大会時利用が主になる諸室については、大会時以外に談話室、会議室、多目的室等として有効活用すること。
エントランス	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス、トイレ、授乳室等
観客ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・観客席 3,000 席以上（内、1000 席まではベンチシート）

イ 本施設の位置付け

- (ア) 「地方自治法」第 244 条に規定する公の施設
- (イ) 「都市公園法」第 2 条第 2 項に規定する公園施設
- (ウ) 「災害対策基本法」第 49 条の 4 に規定する指定緊急避難場所
- (エ) 「災害対策基本法」第 49 条の 7 に規定する指定避難所

ウ プールの公認取得

プールは、「公認プール施設要領」「プール公認規則」に従い、次の公認を取得すること。

- (ア) 施設の種別
 - a 国内一般プール・AA
- (イ) メインプール（50mプール）
 - a 公称 50m国際基準競泳プール
 - b 公称 25m 国際基準競泳プール 1 面、公称 25m 国内基準競泳プール 1 面（50mプールを分割利用時）
 - c 国際基準公認水球プール
 - d 国内基準公認アーティスティックスイミングプール

- (ウ) サブプール (25m プール)
 - a 公称 25m国内基準競泳プール
- (エ) 飛込プール
 - a 国際基準飛込プール

2 屋内 50m水泳場施設計画

(1) 建築計画

ア 配置・外部動線

- (ア) 都市公園に立地することに十分配慮すること。
- (イ) 施設の利便性、安全性等を踏まえた施設配置及びアプローチ動線計画とすること。
- (ロ) 整備計画地への駐車場の出入口はPFI事業敷地の北西部とし、川口市等の関係機関と協議を行い、車両の進入出時における交通の安全性に配慮した位置とすること。
- (ハ) 本施設の出入口の数は、本施設の利用者動線を踏まえた上で、事業者の提案とするが、駐車場等との位置関係、動線に十分配慮すること。
- (ニ) 一般車両と業務用車両との動線交差に配慮すること。また、大会時の大会関係車両と送迎等の一般車両の動線について配慮すること。
- (ホ) 徒歩、自転車、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車での来訪を考慮し、利用者の利便性に配慮するとともに、歩車分離による歩行者の安全性を確保すること。
- (ヘ) エントランス付近にはピロティや庇等を適切に配置し、降雨時等でもアプローチしやすい計画とするとともに、利用者の滞留にも配慮すること。
- (ヘ) 本施設にスムーズに出入りできるよう、送迎バス等の停車位置に配慮すること。
- (ト) 緊急車両等の動線や寄り付きに配慮すること。
- (チ) 事業区域は住宅地に隣接していることから、周辺への影響を最小限にとどめるよう、利用者動線等に配慮すること。
- (リ) 2階部分にエントランスと外部に通じる動線を設け、大会開催時など大勢の観客等が入退場する際に、安全に通過できるように配慮すること。
- (ニ) 公園の敷地内は原則禁煙とすること。
- (ス) なお、本事業の実施に当たっては、川口市とも協議・調整を行うこと。

イ 平面・内部動線

- (ア) 空間構成は、初めて訪れる利用者にとっても容易に理解できるよう、明快にすること。
- (イ) 様々な用途に対応することができる機能的な平面計画とし、運営しやすい計画とすること。

- (ウ) 大会時等は、観客、大会等関係者、一般利用者等の動線を明確に区分すること。
- (エ) 外部からプールサイドに直接出入りできる管理用の搬入・搬出口を、1か所以上設置すること。
- (オ) 「別紙 5-1 必要諸室及び仕様」に示す室の使い方や特記事項を参考の上、一般利用や大会利用等、様々な利用形態に合わせて、ドライゾーンとウェットゾーンを適切に区分することにより、利用しやすく、管理・運営が容易な施設とすること。
- (カ) 大会関係者等のため、ドライゾーンからプールサイドに出入りできる動線を確保すること。
- (キ) 各諸室は、大会時等以外においてもニーズの変化や様々な用途に対応可能な工夫を凝らしたフレキシビリティの高い計画とすること。
- (ク) 点検・清掃等の維持管理や将来的な修繕・更新を行いやすい計画とすること。

ウ 景観

- (ア) 歴史や文化、風土等の地域特性に配慮すること。
- (イ) 「景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』（国土交通省）」に基づき、周辺景観と調和するよう、外観・色彩等に配慮すること。
- (ウ) 景観に配慮した緑化に努めること。
- (エ) 周辺からの本施設の見え方やボリュームに配慮し、周辺環境への圧迫感の低減に配慮すること。
- (オ) 屋上機器スペース等は目隠しフェンスを設置する等、外部からの見え方に配慮すること。
- (カ) 建物の階数・高さについては、事業者の提案によるが、日影規制、航空法、電波法等各種法令上の高さ規制を遵守した計画とすること。落雪、堆雪に配慮した屋根形状とすること。

エ 環境

- (ア) 環境負荷及びライフサイクルコスト等の低減に寄与できるものとする。
- (イ) 再生可能エネルギーや雨水等の自然エネルギーの積極的な利用により、省エネルギー及び省資源の実現に努めること。なお、利用に当たっては、ライフサイクルコストを把握し、費用対効果についても配慮すること。
- (ウ) 再生資源を活用した建材や再生利用・再使用可能な建材の採用、解体が容易な材料の採用等、資源循環の促進を図り、廃棄物の減量に寄与できるものとする。
- (エ) オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制、排出防止等に努めること。
- (オ) 周辺施設や周辺住民等へ影響を与えるおそれのある騒音・振動、風害及び光害等の軽減を踏まえた適切な施設計画により、生活環境の静粛性の

保持やプライバシー保護に努めること。

オ 県産木材の活用

- (ア) 埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針に基づき、県産材を用いた内装・備品等の木質化に努めること。

カ 仕上

- (ア) 仕上材料の選定に当たっては、「建築設計基準及び同解説（一般社団法人公共建築協会）」に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とすること。
- (イ) 内外装計画は、コスト面も考慮し、シンプルで機能的なデザインとすること。
- (ロ) 内外装仕上、細部については、供用開始後の維持管理、保全・清掃、メンテナンスコストの低減に十分配慮すること。
- (エ) 結露防止策、塩素等による腐食防止策、空調負荷軽減策を図ること。下地材として使用する金属は防錆・防腐食対策を十分考慮したものとする。
- (オ) 素肌が直接触れるゾーンが多いことや、水による事故のおそれがあること等を考慮し、安全な仕上材選定、端部処理等、利用者の安全に万全を期した内外装計画とすること。
- (カ) 床・壁・天井・プール槽は、適切な機能性（耐久性、耐水性、耐湿性、防カビ性、耐衝撃性、吸音性能等）を有し、かつ経済性、メンテナンス性にも配慮したものとする。
- (キ) 利用者の健康に配慮したシックハウス対策を行うこと。本施設引渡し時の化学物質の濃度測定は、「建築工事監理指針（一般社団法人公共建築協会）」に準じること。
- (ク) 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、点検及び修繕が容易な計画とすること。

キ 社会性

- (ア) 地元企業や地元産品等を積極的に活用し、地域の活性化に資すること。

ク 安全性

- (ア) 地震対策
 - a 十分な耐震性を確保し、利用者の安全を確保すること。
 - b 大空間で大人数を収容する施設として、利用者の安全を確保できるよう、非構造部材（天井材等含む）や備品等についても、落下や転倒等を防止するための適切な対策を講じること。

- (イ) 火災対策
 - a 燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、各諸室の用途に適した防災・防火設備を設置すること。
 - b 火災時において、消火用水としてプールの水を利用できる計画とすること。
- (ウ) 風対策
 - a 風害による施設本体及び周辺への影響を最小限に留めること。
 - b 強風に対する被害防止対策を十分に講じ、各部材の落下・飛散のない構造とすること。
- (エ) 雪対策
 - a 雪害による施設本体及び周辺への影響を最小限に留めること。
 - b 屋外に設置する設備や工作物の機能確保、配管の凍結対策等を講じること。
 - c 落雪、落水による事故防止、積雪や路面凍結に対する安全性を確保すること。
- (オ) 落雷対策
 - a 施設及び部材の強度が適切に確保され、電子・通信機器、電力・通信線、地中埋設物についても、落雷の影響のないよう、防護すること。
- (カ) 浸水・冠水対策
 - a 浸水・冠水対策については、内水害（内水氾濫）に関する川口市ホームページや、「川口市の内水害に関する情報について（内水氾濫履歴）」「芝川・新芝川洪水ハザードマップ」「浸水ナビ（国土交通省）」等を参考としたうえで、十分に配慮すること。
 - b 施設運営上重要な諸室・設備は配置場所や配置方法を工夫するなど、浸水・冠水対策について十分に配慮すること。
- (キ) 災害または緊急時等対策
 - a 災害時において避難できる経路を確保し、利用者の安全を守るとともに、救急車両の動線や寄り付きにも配慮すること。
 - b 利用者のけが・急病人搬送動線にも配慮すること。
 - c 災害時においてプールの水を飲用水として利用できるように計画すること。
- (ク) 防犯性
 - a 本施設の運営・維持管理方法と整合した防犯設備を設定し、外部からの人や物等の侵入を制御できること。
 - b ロッカー等、利用者の貴重品・所持品保管場所の盗難防止対策を十分に行うとともに、利用者のプライバシーにも配慮すること。
- (ケ) 利用者に対する安全性

- a 事故の予防に最大限に配慮した計画・設計を行うこと。年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、全ての利用者が安全に利用できるよう、十分配慮し、安全性能が確保されていること。
- b 滑りやすい部分は、ノンスリップ性能の向上等により転倒防止に十分配慮すること。
- c 観客席は、転倒、転落事故防止等の安全性確保に努めること。
- d プール等で使用する薬品等は安全に保管し、かつ、これによる危害の発生を防止すること。

ケ ユニバーサルデザイン

- (ア) バリアフリーのみならず、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすいように配慮すること（LGBTQにも配慮すること。）。
- (イ) 男女別だけでなく誰でも気兼ねなく使用できる更衣室やシャワー室、トイレの設置について配慮すること。
- (ウ) サイン等は見やすく、分かりやすいものとし、視覚障害者、色覚障害者、聴覚障害者等に配慮した誘導表示や点字案内、非常用警報装置等を適切に設置すること。なお、サイン計画の詳細については、事業者決定後、川口市含め協議を行うこととする。
- (エ) 計画に当たっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」を遵守すること。
- (オ) 観客席等については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）」に基づき、障害者対応の観客席や、アプローチが容易な動線計画等の配慮に努めること。
- (カ) 授乳やおむつ替えのスペース、幼児用トイレ等を設置する等、乳幼児の利用に配慮すること。

コ ライフサイクルコスト・保守性等

- (ア) ライフサイクルコストの最適化を考慮した上で、長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
- (イ) 器具類については、耐久性の高い製品を採用するとともに、十分な破損防止対策を行った上で、交換の容易な仕様とすること。
- (ウ) 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等を確保するとともに、維持管理業務従事者等による点検を可能とするため、建築物各部及び機器等の点検に使用できる歩廊や階段等を適宜設置すること。
- (エ) 内外装や設備機器については、清掃及び点検・保守等を効率的かつ容易に行えるように配慮した計画とすること。
- (オ) 設備機器等は、各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、更新スペースの確保等、更新作業の効率性に留意したものとすること。
- (カ) 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰返しによる不具合、

結露等に伴う仕上げ材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、修繕が容易な計画とすること。

- (キ) 設備関係の機器・盤類等は原則としてプールに面する部分やピット内等の腐食のおそれのある部分に取り付けないこと。やむを得ず取りつける場合には、十分な腐食対策を行うこと。
- (ク) 様々な用途に対応できる工夫を凝らすとともに、県民ニーズの変化に素早く対応可能な、フレキシビリティの高い計画とすること。
- (ケ) 長期使用を見据えた創意・工夫により、コスト削減（イニシャルコストとランニングコスト）に努めること。

(2) 室内環境計画

ア 音環境

- (ア) 遮音、吸音に配慮した室内音環境とすること。
- (イ) プール室内の残響時間は3秒以内を目標とし、複数の競技を同時開催しても、アナウンスが聞き取りやすい、明瞭な音環境を確保すること。
- (ウ) 付属施設、管理・共用施設においては、室内の残響や反響を防止するため、十分な吸音性能を確保する等、会議等の多目的な利用に支障が生じない対策を講じること。
- (エ) 施設の外部への音漏れ等周辺環境に与える騒音の抑制に配慮すること。

イ 光環境

- (ア) 大会時等の観客等に対するグレアについて対策を講じること。
- (イ) 日射による競技及び観覧への支障が生じないように配慮すること。
- (ウ) 大会時等には、自然光の制御を適切に行えること。
- (エ) 様々な競技レベルや利用内容に応じて、照度を調整できる設計とすること。
- (オ) 公式競技に準拠した照明基準・規格で計画されていること。

ウ 熱環境

- (ア) 気温・気候等の屋外条件の変化や、利用人数・使用時間・大会等の使用形態の違いに対応できる空調システムとすること。
- (イ) 照明等の設備機器は、発生する熱負荷が低減されるものを採用すること。また、機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調や換気等により、できる限り発生源の近傍で処理することで、周囲に与える影響を軽減すること。
- (ウ) 室温の調整及び断熱性の確保等により室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制すること。
- (エ) 付属施設、管理・共用施設の各室における利用に配慮した空調システムとすること。

エ 空気環境

- (ア) 快適な利用やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気清浄度を満たす換気システムとすること。
- (イ) 空調及び換気設備により発生する気流が室内での競技等に影響を与えないこと。
- (ウ) 通気口等による空調及び換気設備の音鳴りに配慮すること。
- (エ) 原則、屋外に面する諸室の窓については、ブラインド・カーテンを設置し、網戸を設けること。

オ 衛生環境

- (ア) 給水・給湯設備、排水設備、空調設備、衛生器具設備等について、諸室に必要な環境に応じた適切な計画とすること。
- (イ) 開口部への網戸設置や壁面・天井等の隙間対策、光のコントロール等の検討により、室内への害虫等の侵入防止に十分配慮すること。

カ 騒音・振動

- (ア) 連続振動や衝撃振動、床衝撃音等による心理的不安や生理的不快感等を与えないように対策を講じること。

キ 情報化

- (ア) 電源設備は、通信・情報システムに影響を与えることなく、確実に機能するために、保守性及び安全性が確保されたものとする。
- (イ) 通信・情報システムは将来の更新に対応できるものとする。
- (ウ) 通信・情報システムは大会利用と一般利用の同時利用時に対して、利用者が不自由なく利用できる仕様とすること。

(3) 各諸室計画

ア 共通事項

- (ア) 各諸室の天井高は、利用に支障のないよう、適切な高さを確保すること。
- (イ) 各諸室は、一般利用や大会利用等の様々な利用形態に合わせて支障なく運用できるものとする。ただし、「選手利用ゾーン」「プール運営ゾーン」の各諸室については、「別紙 5-1 必要諸室及び仕様」に示す室の使い方や特記事項を満たし、一般利用や大会利用等の利用形態に応じた運営に支障のない限りにおいて、他の諸室との兼用や可動間仕切りの活用等による区分の提案を認める。
- (ウ) 室の出入口の扉は引き戸を原則とし、ドアクローザはストップ装置付きとすること。
- (エ) 公益財団法人日本水泳連盟プール公認基準及び国内一般プール・AA の基準を満たすこと。
- (オ) 県が国庫補助金として申請を検討している「学校施設環境改善交付金」の交付要件を満たすこと。
- (カ) 大会運営者の持ち込み機材に対応する等様々な用途に対応できる工夫を

凝らすとともに、県民ニーズの変化に素早く対応可能な、フレキシビリティの高い計画とすること。

イ プール施設

室名・項目	要求水準
1) メインプールゾーン	<p>① 50mプール</p> <p>(ア) プールサイズは長さ 50m以上、幅 25m以上（平行移動式の可動壁装置の幅を除く）とし、プールを分割利用するための可動壁装置を設置すること。また、可動壁の上部は歩行可能かつ、スタート台の設置、タッチ板の設置を可能としつつ、2.5mの幅を設けること。</p> <p>(イ) 長辺方向については、レーンの幅 2.5mを確保し、レーン数を 10 レーンとし、公称 50m国際基準競泳プールの公認を取得すること。</p> <p>(ウ) 50mプールとして利用する際に、大会運営の効率化等を考慮し、隣接して配置する飛込プール側から泳ぎ始められるように整備すること。</p> <p>(エ) 分割した 25mプールについては、片面を「公称 25m国内基準競泳プール」、片面を「公称 25m国際基準競泳プール」の公認が取得可能な施設とすること。なお、分割した25mプールは分割前の50mプールと泳ぐ方向を同じとし、平行移動式の可動壁を設置することを基本とする。</p> <p>※ただし、可動壁は垂直移動式とすることも認める。この場合、分割した25mプールの泳ぐ方向を短辺方向とする提案も認める。（「別紙 5-4 可動床・可動壁の計画資料」を参照すること。）</p> <p>(オ) 国際基準公認水球プール及び国内基準公認アーティスティックスイミングプールの公認を取得すること。</p> <p>(カ) 可動壁を用いて、25mプールに分割して利用する際には、それぞれが独立で水深0m～3.0mに変更可能な可動床を設置すること。なお、想定される利用形態に合わせた水深調整があらかじめ設定されたプリセットパターンを用意し、ボタン操作一つで容易に水深の変更操作を行えるものとし、かつ 10cm 単位程度で調整を行えるものとする。</p> <p>(キ) スタート台とタッチ板（取り外し式、両端壁に設置）を設置すること。</p> <p>(ク) 高齢者や障害者等の入水に配慮するため、移動式の簡易階段等</p>

室名・項目	要求水準
	<p>を備えること。</p> <p>(ケ) 天井の梁等の形状、照明器具の配列等をレーン方向に平行とする等、選手の心理的側面にも十分に配慮した計画とすること。</p> <p>(ク) 両端壁の水面上の立ち上がりは、それぞれ0.3mとすること。</p> <p>(ク) プール壁には、休息だなまたは休息用のくぼみを設けること。</p> <p>(シ) 競技者の水中での動作を確認できるよう、泳法確認用水中窓やカメラ等を設けること。</p> <p>(ス) メインプールのプールサイドに面する部屋のうち1室は水着のまま入ってストレッチ等ができる部屋を設けること。</p> <p>(セ) 移動式のカメラを設置し、メインプールの水中・水上を撮影できるようにするとともに、選手が泳いだ後にその場で映像を確認できる移動式のモニターを設けること。また、移動式のカメラで撮影した映像は、映像分析装置で分析可能なものとする。なお、移動式のカメラは、水中・水上で高さ調整が出来るとともに、飛込プール、サブプール等でも利用可能なこと。</p>
	<p>② 飛込プール</p> <p>(ア) プールサイズは25m×22mとし、国際基準飛込プールの公認を取得すること。</p> <p>(イ) 水深0m～5.0mに変更可能な可動床を設置すること。なお、想定される利用形態に合わせた水深調整があらかじめ設定されたプリセットパターンを用意し、ボタン操作一つで容易に水深の変更操作を行えるものとし、かつ10cm単位程度で調整を行えるものとする。</p> <p>また、水深が5m未満の時には飛込台に人が物理的に入れないように入口が自動施錠する等、安全面に十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 飛込台は10m（幅3m以上、長さ6m以上）、7.5m（幅2m以上、長さ6m以上）、5m（幅2.9m以上、長さ6m以上）、3m（練習用）、1m（練習用）を整備すること。なお、シンクロナイズドダイビングも実施できること。</p> <p>(エ) 飛板は3m×3個以上、1m×4個以上（取り外し可能な可動式とすること）を設置すること。</p> <p>(オ) 上記(ウ)、(エ)については、併せて、「別紙5-5 飛込台・飛板レイアウトについて」を確認すること。</p> <p>(カ) 水面の視認性を確保するために、波立て装置を設置すること。</p> <p>(キ) 飛込台の後方でなるべくプールに近い場所に採暖浴槽（ジャグジー）を設けること。</p>
	<p>③ プールサイド</p>

室名・項目	要求水準
	<p>(ア) プールサイドは直線とし、50mプールの長辺方向の幅は 9m以上、50mプールと飛び込みプールの間を10m以上とする。そのほかは 6m以上とし、複数の競技が円滑に行える動線を確保すること。</p> <p>(イ) 床暖房設備を設置すること。</p> <p>(ウ) 適切な水勾配を確保し、耐水性があり、滑り転倒防止に留意した防滑性を有するプール用セラミックタイルを使用すること。</p> <p>(エ) プールサイドの床下は配管が容易に点検しやすい構造形式とすること。</p> <p>④ 採暖室</p> <p>(ア) 50m プール、飛び込みプールから利用しやすい位置に設置すること。</p> <p>(イ) 床仕上げ、排水方法、暖房方式、換気方法等に配慮し、水たまりができないようにすること。</p> <p>(ウ) ガラス窓を設ける等明るく開放的な空間とすること。</p> <p>(エ) 利用者 15 名以上が座って休憩できるようにすること。</p> <p>(オ) 利用状況に応じ、適切な温度設定とすること。</p> <p>⑤ 倉庫</p> <p>(ア) メインプールゾーンのプールサイドから利用しやすい位置とすること。</p> <p>(イ) プールサイドに器具等を置くことのないよう、十分な広さを確保するとともに、空間を有効利用するため、収納棚を配置すること。</p> <p>(ウ) 大型器具の搬入や外部からの器具等の搬入に配慮すること。</p> <p>(エ) 換気を十分に行い、壁面の結露や床面の水たまりができないように配慮すること。</p> <p>(オ) 利用者が安易に立ち入ることのないように配慮すること。</p>
2) サブプールゾーン	<p>① 25mプール</p> <p>(ア) プールサイズは長さ 25m以上×幅 22m以上とすること。</p> <p>(イ) レーン数を 10 レーン、公称 25m国内基準競泳プール公認を取得すること。</p> <p>(ウ) 水深0m～2.0mに変更可能な可動床を設置すること。なお、想定される利用形態に合わせた水深調整があらかじめ設定されたプリセットパターンを用意し、ボタン操作一つで容易に水深の変更操作を行えるものとし、かつ 10cm 単位程度で調整を行えるものとする。</p> <p>(エ) 25m プール全体を見渡せるギャラリを設け、いす、ベンチ等</p>

室名・項目	要求水準
	<p>を適宜設けること。</p> <p>(オ) その他、上記「メインプールゾーン ①50mプール」の(キ)～(サ)に準じること。</p> <p>② プールサイド</p> <p>(ア) プールサイドの有効幅はスタート台側 4m以上、そのほかは 2m以上とすること。</p> <p>(イ) その他、上記「メインプールゾーン③プールサイド」の(イ)～(エ)に準じること。</p> <p>③ 監視室</p> <p>(ア) プールサイドに面した位置に設け、プールサイド側にガラス窓と出入口を設けること。</p> <p>(イ) プール全体の見通しを確保し、利用者にとって分かりやすい位置とすること。</p> <p>(ウ) 可動床制御装置、プールの照明等、各設備機器の副制御装置を設置すること。</p> <p>④ 採暖室</p> <p>(ア) 25m プールから利用しやすい位置に設置すること。</p> <p>(イ) 床仕上げ，排水方法，暖房方式，換気方法等に配慮し，水たまりができないようにすること。</p> <p>(ウ) ガラス窓を設ける等明るく開放的な空間とすること。</p> <p>(エ) 利用者 10 名以上が座って休憩できるようにすること。</p> <p>(オ) 利用状況に応じ，適切な温度設定とすること。</p> <p>⑤ 倉庫</p> <p>(ア) プール備品を収納する器具庫をサブプールのプールサイドから利用しやすい位置に設置すること。</p> <p>(イ) プールサイドに器具等を置くことのないよう、十分な広さを確保するとともに、空間を有効利用するため、収納棚を配置すること。</p> <p>(ウ) 大型器具の搬入や外部からの器具等の搬入に配慮すること。</p> <p>(エ) 換気を十分に行い、壁面の結露や床面の水たまりができないように配慮すること。</p> <p>(オ) 利用者が安易に立ち入ることのないように配慮すること。</p>
3) 更衣ゾーン	<p>① 選手更衣室</p> <p>(ア) 男女別とし、外部から見通せない構造とすること。</p> <p>(イ) ロッカー男女各 150 個以上、洗面カウンター、更衣ブース、上がり用シャワーブース、トイレを設置すること。特に女性用の</p>

室名・項目	要求水準
	<p>更衣室はパウダールームを設置すること。</p> <p>(ウ) ロッカーはスプリング付きヒンジなどで自動閉扉するものとする こと。</p> <p>(エ) 洗面台、水飲み設備、トイレ等の必要な機能を備えること。</p> <p>(オ) ドライヤー、水着脱水機等を適所に備えること。</p> <p>(カ) 衣類、履物の着脱のため、適所にベンチを設置すること。</p> <p>(キ) 男女別で更衣室からメインプール・サブプールの両方への動線 を確保すること。</p> <p>(ク) ウェットゾーン側に前室を設け、ドライゾーンと明確に区分す ること。</p> <p>(ケ) 床面をドライに保つことができる機能を備えること。</p> <p>② 一般更衣室</p> <p>(ア) 男女別とし、外部から見通せない構造とすること。</p> <p>(イ) ロッカー男女各 140 個以上、洗面カウンター、更衣ブース、上 がり用シャワーブース、トイレを設置すること。特に女性用の 更衣室はパウダールームを設置すること。</p> <p>(ウ) ロッカーはスプリング付きヒンジなどで自動閉扉するものとし ること。</p> <p>(エ) 洗面台、水飲み設備、トイレ等の必要な機能を備えること。</p> <p>(オ) ドライヤー、水着脱水機等を適所に備えること。</p> <p>(カ) 衣類、履物の着脱のため、適所にベンチを設置すること。</p> <p>(キ) 男女別で更衣室からメインプール・サブプールの両方への動線 を確保すること。</p> <p>(ク) ウェットゾーン側に前室を設け、ドライゾーンと明確に区分す ること。</p> <p>(ケ) 床面をドライに保つことができる機能を備えること。</p> <p>③ 誰でも更衣室</p> <p>(ア) 誰もが利用しやすい更衣室を独立して 2 室以上設けること。</p> <p>(イ) シャワー、洗面台、ドライヤーを設置すること。</p> <p>(ウ) 誰でもトイレを各室に 1 か所設けること。</p> <p>(エ) プールへの動線には段差がないようにすること。</p> <p>(オ) 衣類、履物の着脱のため、ロッカーの間隔やベンチの配置を 考慮して適所に配置すること。</p> <p>(カ) ウェットゾーン側に前室を設け、ドライゾーンと明確に区分 すること。</p>
4) 機能向上ゾ ーン	<p>① ドライランド</p> <p>(ア) 飛込競技の陸上でのトレーニングを行うための、スパッティン</p>

室名・項目	要求水準
	<p>グ付の飛板もしくはトランポリン、ソフトマット付の飛板と飛込台の練習台を設置すること。</p> <p>(イ) 詳細は「別紙5-6 ドライランドレイアウトについて」を参照すること。</p> <p>② 機能分析室</p> <p>(ア) 移動式カメラによる泳法解析装置等水泳のトレーニング・指導に必要な、測定・分析のための機器を設置すること。</p> <p>(イ) メインプールに近接し、利用者が利用しやすい位置に設けること。</p>
5) 選手利用ゾーン	<p>① 選手招集所</p> <p>(ア) 大会時に、コース数分の選手が一行に着席できるようにするため、100㎡以上の面積を確保すること。</p> <p>(イ) スイムベンチ、フィットネスバイク等水泳のトレーニングに必要な機器を設置すること。ただし、利用者がウェットな状態で利用可能であるとともに、プールサイドから円滑に移動でき、トレーニングに十分な面積が確保された諸室であれば、選手招集所以外の諸室に設置することも認める。</p> <p>(ウ) プールサイドに面し、大会時に選手がスタート位置に円滑に移動できるように、プールサイド側に開口部を設けつつ、平時には必要に応じて開口部を閉ざすことができる設えとすること。</p> <p>② 報道関係者室</p> <p>(ア) プールサイドに面した位置に設け、プールサイド側にガラス窓を設けること。</p> <p>(イ) 大会時等に記者が控え、作業できるスペースを確保すること。</p> <p>(ウ) 大会時等は臨時の電話回線、インターネット回線及び電源が利用できるようにすること。</p> <p>(エ) 床仕上は、OAフロアの上、タイルカーペットとすること。</p> <p>③ コーチ室</p> <p>(ア) コーチがプールサイドに円滑に移動できる位置に配置し、15名程度が収容可能な大きさに設け、プールサイド側にガラス窓を設けること。</p> <p>④ 競技役員控室1</p> <p>(ア) 大会時は競技役員控室として、大会時以外は研修室として利用できるよう、150人程度収容可能とし、移動間仕切等によりフレキシブルな空間とすること。なお、分割利用時の空調及び照明の配置や個別スイッチ等についても配慮すること。</p> <p>(イ) 研修のためのAV設備等を設置すること。</p>

室名・項目	要求水準
	(ウ) 床仕上は、OAフロアの上、タイルカーペットとすること。 ⑤ 冷温交代浴室 (ア) メインプールゾーン、サブプールゾーンの両方から使いやすい位置に設けること。 (イ) 冷温交代浴施設及びシャワーを設けること。 (ウ) 15名程度が利用可能な部屋とすること。
6) プール運営ゾーン	① 審判室 (ア) 審判室、記録室、放送室、競技本部を近接して配置すること。 (イ) プールサイドに直結する出入口を設けることとし、審判の更衣室、控室として機能するよう、ロッカー、椅子、テーブル、ホワイトボード等を設置すること。 (ウ) プールサイドへの動線に配慮すること。 ② 記録室 (ア) 競技の全容が把握しやすいように、プール、スタート台、タッチ板及び大型映像装置の画面を容易に確認できる位置とすること。 (イ) プールサイドに直結する出入口を設けることとし、プールサイド側にガラス窓を設置すること。 (ウ) 機器及び十分な操作スペースを確保するとともに、プール室内を目視しながら操作できる位置に機器を配置すること。 (エ) プールサイドに設ける仮設の放送・記録スペースと容易に器具を接続できる構造とすること。 (オ) 床仕上は、OAフロアの上、タイルカーペットとすること。 ③ 放送室 (ア) プールサイドに直結する出入口を設けることとし、プール、スタート台、タッチ板及び大型映像装置の画面を容易に確認できる位置とすること。 (イ) プールサイドに直結する出入口を設けることとし、プールサイド側にガラス窓を設置すること。 (ウ) 機器及び十分な操作スペースを確保するとともに、プール室内を目視しながら操作できる位置に機器を配置すること。 (エ) プールサイドに設ける仮設の放送・記録スペースと容易に器具を接続できる構造とすること。 (オ) 床仕上は、OAフロアの上、タイルカーペットとすること。 ④ 競技本部 (ア) プールサイドに直結する出入口を設けることとし、プールサイ

室名・項目	要求水準
	ド側にガラス窓を設けること。
	<p>⑤ 来賓・大会役員室</p> <p>(ア) プールの貴賓室として利用できる面積を確保すること。</p> <p>(イ) プールサイドに直結する出入口を設けることとし、プールサイド側にガラス窓を設けること。</p> <p>(ウ) トイレ及びトイレ前室を計画すること。</p> <p>(エ) 行幸啓の動線（車列御着位置→貴賓室への御移動）がスムーズに設定できる位置とすること。</p>
	<p>⑥ 監視室</p> <p>(ア) プールサイドに直結する出入口を設けることとし、プールサイド側にガラス窓を設けること。</p> <p>(イ) プール全体の見通しを確保し、利用者にとって分かりやすい位置とすること。</p> <p>(ウ) 可動床及び可動壁の制御装置、プールの照明等、各設備機器の副制御装置を設置すること。</p> <p>(エ) 床仕上は、OAフロアの上、タイルカーペットとすること。</p> <p>(オ) 利用者の負傷等に対して応急処置ができるようにするためのスペース、備品等を設けること。</p>
	<p>⑦ 医務室兼ドーピング検査室</p> <p>(ア) 治療台を適宜設置すること。</p> <p>(イ) 事務室や監視員室との位置関係や、救急車の寄り付き、ストレッチャーの動線等に配慮すること。</p> <p>(ウ) けが人、急病人等の応急処置を行うため、製氷機や救急薬品等を備えること。</p> <p>(エ) 利用者が認識しやすい位置とすること。</p> <p>(オ) トイレ、ドーピング検査機器スペース及び検査スペースを確保すること。</p> <p>(カ) ドーピング検査用トイレは男女区分が可能なものとすること。</p> <p>(キ) ドーピング検査用の待機スペースを設けること。</p>
	<p>⑧ 競技役員控室2</p> <p>(ア) 大会時には大会役員控室として利用できるようにすること。</p> <p>(イ) 研修のためのAV設備等を設置すること。</p> <p>(ウ) その他、部屋の有効活用に配慮すること。</p>
	<p>⑨ 談話室（兼会議室）</p> <p>(ア) 大会時には筆耕室として利用できるようにすること。</p> <p>(イ) 研修のためのAV設備等を設置すること。</p> <p>(ウ) 通常時には、研修室に利用するなど部屋の有効活用に配慮する</p>

室名・項目	要求水準
	こと。
	<p>⑩ 会議室</p> <p>(ア) 大会時には競技役員控室として利用できるようにすること。</p> <p>(イ) 研修のためのAV設備等を設置すること。</p> <p>(ウ) 平時には、研修室に利用するなど部屋の有効活用に配慮すること。</p>
	<p>⑪ 飛込競技役員室</p> <p>(ア) 大会時には飛込みプールに面した位置に設け、プールサイド側にガラス窓を設けること。</p> <p>(イ) 平時には、研修室に利用するなど部屋の有効活用に配慮すること。</p>
	<p>⑫ 事務室</p> <p>(ア) ロビーに面して、受付カウンターを設置すること。</p> <p>(イ) 本施設の運営全般の事務業務を行う執務スペースとして、必要なスペースを確保すること。</p> <p>(ウ) 打合せスペース、収納スペース、湯沸室を確保すること。</p> <p>(エ) 監視設備及び全館放送を設けること。</p>
	<p>⑬ 館長室</p> <p>(ア) 事務室内に設置または事務室に隣接して設けること。</p>
	<p>⑭ 応接室</p> <p>(ア) 応接室として計画すること。</p> <p>(イ) 来賓・大会役員室との動線に配慮すること。</p>
	<p>⑮ 職員休憩室</p> <p>(ア) 利用者からの視線に配慮し、職員数に応じた休憩スペースを設置すること。</p> <p>(イ) 職員数に応じた更衣スペースを男女別に設置すること。</p>
	<p>⑯ 中央監視室</p> <p>(ア) 設備機器の運転監視、防災監視、ITV監視、機械警備等の主制御装置を設けること。</p> <p>(イ) 事務室内に設置または事務室に隣接すること。</p> <p>(ウ) 収納スペース等を確保すること。</p> <p>(エ) 提案する運営・維持管理体制に対応した、事務室、監視員室等との制御装置の割り当てを行うこと。</p>
	<p>⑰ 倉庫</p> <p>(ア) 備品（プール備品以外）収納のため十分なスペースを確保すること。</p>

室名・項目	要求水準
7) エントランス	<p>① 一般トイレ</p> <p>(ア) 大会時等の集中利用時においても適切に機能する規模、数を各階に設置すること。特に女性用トイレの混雑に配慮した計画とすること。</p> <p>(イ) ベビーチェアや幼児用トイレを設置する等、乳幼児の利用に配慮すること。</p> <p>(ウ) 障害者にも配慮した個室の設置について検討すること。</p>
	<p>② 誰でもトイレ</p> <p>(ア) トイレと隣接した場所に設置すること。</p> <p>(イ) オストメイト対応とすること。</p> <p>(ウ) おむつ交換や衣類の着脱時等に使用する折りたたみ式簡易ベッドを設置すること。</p>
	<p>③ エントランス（1F）</p> <p>(ア) 大会時の選手、大会関係者、観客の動線を明確に区分できる計画とするとともに、大会利用と一般利用の同時利用時の各利用者動線に配慮すること。</p> <p>(イ) 大会時等の集中利用時においても安全性を維持できる広さとすること。</p> <p>(ウ) 障害者、高齢者等に配慮した計画とすること。</p> <p>(エ) 本施設を案内する電子案内板、及びイベントの状況等を掲示する電子掲示板を見やすい場所に設置すること。</p> <p>(オ) 明るく開放的な空間とし、休憩スペースとしても機能するよう、ベンチ、水飲み設備等を設置すること。</p> <p>(カ) 公衆電話の設置に向け関係機関と協議等を行うこと。</p> <p>(キ) PR等を行う展示スペース(ショーケース)を設置すること。</p>
	<p>④ エントランス（2F）</p> <p>(ア) 大会時の選手、大会関係者、観客の動線を明確に区分できる計画とするとともに、大会利用と一般利用の同時利用時の各利用者動線に配慮すること。</p> <p>(イ) 大会時等の集中利用時においても安全性を維持できる広さとすること。</p> <p>(ウ) 障害者、高齢者等に配慮した計画とすること。</p> <p>(エ) 大会時に受付や商品販売などができるスペースを確保すること。</p>
	<p>⑤ キッズルーム</p> <p>(ア) 乳幼児を安全に遊ばせられるスペースや遊具を整備すること。</p> <p>(イ) 事務室等から目の届きやすい場所に配置するとともに、外部か</p>

室名・項目	要求水準
	<p>らの見通しを確保すること。</p> <p>(ウ) 授乳室等に近接すること。保護者が待機するスペースを適宜設けること。</p> <p>⑥ 授乳室</p> <p>(ア) 『埼玉県「赤ちゃんの駅」』の登録を行うこと。</p> <p>(イ) 同時に3人以上で使え、利用者のプライバシーに配慮した計画とすること。</p> <p>(ウ) おむつ交換台を設置すること。</p> <p>(エ) 流し台を1台設置すること。</p> <p>(オ) キッズルームに近接すること。</p>
8) 観客ゾーン	<p>① 観客席</p> <p>(ア) メインプールゾーンには、3,000人以上(1,000人分まではベンチシートとすること。)の収容能力を確保し、観客席の配置についてはプールの短辺側には作らず、左右のバランスに考慮すること。</p> <p>(イ) 全席においてメインプール及び飛込プールの水面全面を見渡すことができること。</p> <p>(ウ) 固定席には分かりやすい位置に座席番号を表示すること。</p> <p>(エ) 車いす使用者の観客席は、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に定められた整備基準以上の席数を、観覧しやすく、利用しやすい位置に設置することとし、車いす使用者が選択できるよう、適所に分散して設置すること。</p> <p>(オ) 観客席の落下防止の手すりは、関連法令を遵守した上で、利用者の安全性や競技等の見やすさに配慮すること。</p> <p>(カ) 観客席に至る階段には昇降にあたって手をかけられる部位や支柱等を設けること。</p> <p>(キ) エントランス(2F)より入場可能な整備とすること。</p> <p>② 観客用トイレ</p> <p>(ア) 大会時等の集中利用時においても適切に機能する規模、数を各階に設置すること。特に女性用トイレの混雑に配慮した計画とすること。</p> <p>(イ) ベビーチェアや幼児用トイレを設置する等、乳幼児の利用に配慮すること。</p> <p>(ウ) 障害者にも配慮した個室の設置について検討すること。</p> <p>③ 観客用誰でもトイレ</p> <p>(ア) 観客席から利用しやすい位置に設けること。</p>

室名・項目	要求水準
	④ 休憩・自販機コーナー (ア) 観客席から利用しやすい位置に設けること。
9) エレベーター	(ア) 2基以上設置すること。 (イ) 障害者等が観客席等へ移動時に使用することを考慮した配置及び仕様とすること。 (ウ) 中央監視室に運転監視盤・エレベーター用インターホンを設置すること。
10) 機械室等	(ア) メンテナンスや将来的な更新等を踏まえて、十分なスペースを確保すること。

ウ 外構等

項目	要求水準
1) 駐車場・駐輪場	(ア) 利用者用の駐車場は無料とし、200台以上を確保すること。 (イ) 障害者優先区画を本施設にアクセスしやすい位置に設けること。 (ウ) 「別紙 5-2 配置イメージ図」を参照し、駐車スペースを適宜確保すること。なお、大型バスは川口市が別途整備する東側敷地の駐車場に駐車することを予定している。 (エ) タクシーや臨時バスの乗降場や乗客の待機場所を適宜設けること。 (オ) 大会開催時等は、利用者用の駐車場を活用し、関係者用の駐車スペースを適宜確保すること。 (カ) テレビ中継車及び電源車の駐車スペースを各1台以上、本施設にアクセスしやすい位置に設けること。 (キ) 原動機付自転車及び自動二輪車の駐輪場を適宜確保すること。 (ク) 自転車の駐輪場を適宜確保すること。ただし、大会時等の集中利用時においては、自転車の駐輪台数を180台程度確保すること。なお、屋根の設置等、雨避けについて配慮すること。 (ケ) 駐輪場の出入口と駐車場の車両出入口は分離して設けること。 (コ) 自動車の誤操作等による利用者等への加害を軽減できるよう、配置や障壁等の設置に努めること。 (サ) 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（埼玉県）」に則り、雨水貯留槽を整備すること。本事業区域内1ha当たり950m ³ と湛水を考慮した必要容量を確保すること。ただし、本事業敷地全体の必要容量から950m ³ を控除してもよい。 (シ) 川口市が別途整備する東側駐車場との相互乗り入れが可能な整

項目	要求水準
	備とすること。
2) 外灯	(ア) 主要な動線の範囲及び駐車場・駐輪場に設置すること。 (イ) 景観に配慮したデザインとすること。
3) 植栽	(ア) 樹種等は周辺環境との調和やメンテナンス性に配慮したものを 選定すること。 (イ) 本事業区域が含まれる神根運動場では、「ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例（埼玉県）」に基づき緑化を行う必要がある。 緑化面積は、本事業区域内においては、最低 2,160 m ² 以上を確 保すること。
4) 門扉・ フェンス	(ア) 本事業区域の出入口 1 か所以上に、門扉、袖壁、銘板を設置す ること。 (イ) 本事業区域のうち、川口市が別途整備運営する北スポーツセン ターと面していない外周には、フェンスを設ける等を行い、敷 地区分を明確にするとともに、営業時間外に自動車が無断侵入 しないように工夫すること。
5) ごみ置き場 (屋外)	(ア) 耐久性のある材料により壁、屋根で囲われた、独立した構造と すること。 (イ) 保管日数や処理方法に応じた十分な面積を確保すること。 (ウ) ごみ収集作業の動線に配慮するとともに、外部から見えにくい 位置とすること。 (エ) 防虫、防臭等の対策を適切に行うこと。
6) 備蓄倉庫	(ア) 防災資材や非常用食を備蓄する倉庫を設置すること。なお、備 蓄品については、県が提供する。
7) 非常用 トイレ	(ア) 災害時の非常用トイレとして、本事業区域内に災害時に利用可 能なトイレを適宜設置すること。

(4) 構造計画

ア 耐震安全性

関係法令等に準拠するとともに、「官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準」
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、次の耐震安全性を確保する
こと。

部位	分類
構造体安全性の分類	Ⅱ類
建築非構造部材耐震安全性能の分類	A類
建築設備の耐震クラス	乙類

- (ア) 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とすること。
- (イ) 大規模空間の天井の崩落対策については、平成 25 年 8 月 5 日付け「天井脱落対策に係る一連の技術基準告示（国土交通省平成 25 年告示第 771 号他）」に基づき適切な対応を行うこと。
- (ウ) 大規模空間の照明器具等高所に設置される物についても適切な落下防止策を講じること。
- (エ) 器具・備品の設置においても耐震性を考慮し、床及び壁固定の必要性を十分に検討の上で安全性を確保すること。

イ 基礎構造

- (ア) 建築物、工作物等が不同沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。
- (イ) 事業敷地の地盤において、確実に施工が出来、工事遅延リスクを軽減できる工法を採用すること。
- (ウ) 固い地盤を支持層とした基礎構造とすること

ウ 耐久性能

- (ア) 本書に記載のない事項は、日本建築学会諸基準を参考にすること。なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することも可とする。
- (イ) コンクリートの耐久設計基準強度は、24N/mm² 以上とすること。（「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）」に定める「標準」を採用）
- (ウ) プール室内で鉄骨を使用する場合は、十分な塩素対策を講じること。

(5) 電気設備計画

ア 基本事項

- (ア) 受変電設備及び静止型電源設備等の主要機器は、屋内設置とすること。
- (イ) トイレ等の水を使用する室の下階には、原則として設備室等を計画しないこと。
- (ウ) メンテナンスや将来的な更新等を考慮し、容易に保守点検、交換、増設等ができるように計画すること。
- (エ) プール室内に設置する各機器や配線等は多湿なプール環境に配慮するとともに、耐塩素仕様とし、機器の長寿命化を図ること。
- (オ) 環境に配慮し、エコマテリアルケーブルの採用等を積極的に行うこと。
- (カ) 高効率変圧器及び調光システムの採用等、省エネルギー手法を積極的に採用すること。
- (キ) 使用量が分かる電力量計を必要箇所に設置すること。
- (ク) 大会時等に必要な電気備品・機材等の持ち込み等に対応できる電源設備

を設けること。

- (ケ) 電話、テレビ、LAN等の各種設備は、各諸室の利用目的を考慮し、必要な数量を見込むこと。
- (コ) 国内一般プール・AAの基準を満たし、公式大会が可能な設備を設置すること。
- (ク) 本施設は災害時における一時滞在施設及び広域避難所としての位置付けを想定していることから、設備の配置場所の工夫や浸水等災害対策を検討する等、災害時における電源確保に配慮した計画とすること。

イ 電灯設備

- (ア) 照明はイベント等利用形態に合わせたパターン点灯が可能なものとする。また、飛込プールの競技者ならびに審判員の目に直接入らないようにし、10m飛込台真上の照明は、輝度もしくは光量が調節可能なものにする。
- (イ) 高効率型器具、省エネルギー型器具（LED照明等）の採用を原則とすること。
- (ロ) 配置器具は、容易に保守管理できるように配慮すること。
- (ハ) 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- (ニ) 各諸室の照明は、事務室においても点滅操作を行えるものとする。
- (ホ) 諸室の用途と適正を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
- (ヘ) 諸室の照度は、「JIS照度基準」を原則とし、用途と適正を考慮して設定すること。
- (ヘ) プール用照明設備は日本水泳連盟公認プールとして公式大会の基準を満たす明るさの確保を基本とすること。

ウ 動力設備

- (ア) 動力制御盤は原則として設備室内に設置すること。

エ 電力貯蔵設備

- (ア) 「建築基準法」に準拠し、非常照明及び受変電操作用として直流電源装置を採用すること。
- (イ) 蓄電池はメンテナンスフリーかつ長寿命に配慮すること。

オ 自家発電設備

- (ア) 各関連法規の予備電源装置及び施設内の必要負荷への停電時送電用として、長時間連続運転が可能な非常用発電機を採用すること。
- (イ) 屋内設置を基本とし、災害に備えた備蓄燃料が確保できるように考慮すること。

カ 受変電設備

- (ア) 映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
- (イ) 増設・更新スペースを確保すること。

キ 静止形電源設備

- (ア) 停電によりシステム障害等が想定されるコンピューターには無停電電源装置を設けること。

ク 構内情報通信網設備

- (ア) 館内ネットワークに対応し、外部情報通信との連携に配慮すること。
- (イ) W i - F i 環境が必要な大会での利用を見越し、大会主催者等がW i - F i 環境を持ち込み設置できる環境を整備すること。
- (ウ) L A N配管が必要な場所においては、幹線敷設用ケーブルラックを敷設するとともに、ケーブル、ハブ、スイッチ等のL A N機器・配線の設備一式を整備すること。

ケ 構内交換設備

- (ア) 原則、ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。
- (イ) 各諸室に必要な応じて内線電話を設置すること。

コ 情報表示設備

- (ア) 本施設の出入口近辺に外部から視認できるディスプレイ等を設置し、分かりやすく、見やすく大会等のお知らせ等、利用者への各種情報提供をすること。
- (イ) プールサイドに視認性の高い水深表示装置を設置すること。
- (ウ) 本施設内の要所に時刻合わせ不要な時計を設置すること。

サ 大型映像装置

- (ア) 選手名及び記録と映像を同時に映し出せる大型映像装置を屋内 50mプール用に1面以上を設置すること。
- (イ) 表示素子は3in1フルカラーLEDとし、画素ピッチは10mm程度とすること。
- (ウ) 競技種目、選手紹介、着順、競技タイムを表示できる機能を持つものとする。なお、最低横32文字、縦12行を表示するものとし、文字高は360mm以上とすること。
- (エ) 各種計時機器と連動するシステムとすること。
- (オ) 競技案内、イベント情報、営業案内等各種映像を表示できるシステムとすること。
- (カ) 災害時において、聴覚障害者等に各種機器と連動した案内表示ができる機能を有すること。
- (キ) 大型時計とランニングタイマーを装備すること。

シ 音響設備

- (ア) 屋内各プールに音響設備を設置すること。なお、各プールの音響設備は一括・個別の管理・使用が可能なものとする。また、プールサイドでの操作が可能なものとする。

- (イ) スピーカーは適切な機器を選定するとともに、聞き取りやすさに配慮した配置方式とすること。
- (ウ) 競泳や飛び込み競技等複数の大会が同時に開催できる音響設備を設けること。

ス 拡声設備

- (ア) 非常放送設備機能以外に、BGMとチャイム設備を備えること。
- (イ) 事務室等から館内放送ができる設備とすること。

セ 誘導支援設備

- (ア) エレベーターやトイレ、更衣室等に押しボタンを設け、異常があった場合、点灯と警報音等により中央監視室及び事務室に知らせる設備を設けること。

ソ テレビ共同受信設備

- (ア) 各諸室に必要な応じてテレビ端子を設けること。

タ テレビ電波障害防除設備

- (ア) 本施設の建設に伴い、周辺に電波障害が発生した場合は、事業者の責任において、テレビ電波障害防除設備を設けること。

チ 防犯管理設備

- (ア) 本施設の出入口にて、機械設備による監視を可能とすること。
- (イ) 監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターホン等の装置を設置し、本施設のセキュリティ情報を統括するシステムを構築すること。
- (ウ) 監視カメラは事務室等でモニター監視及び記録を行える設備とすること。
- (エ) 窓等の開口部を含めた本施設全体について、適宜防犯設備を設けること。

ツ 自動火災報知設備

- (ア) 本施設の自動火災報知設備の受信機を事務室と中央監視室に設置すること。

テ 計時・計測設備

- (ア) 各種競技に対応可能な設備を設置すること（詳細は、「別紙6 プール備品リスト」、「別紙7 プール電気備品リスト」、「別紙8 什器備品リスト」を参照すること）。
- (イ) 各プールのプールサイド及び本施設内の必要箇所に室内環境を考慮した機器接続盤を設置すること。
- (ウ) 機器は設置時の最新機器とすること。

ト 構内配電線路・通信線路設備

- (ア) 電力、電話回線等の引込み点を除き、原則として地中配管配線とすること。

ナ 中央監視設備

- (ア) 本施設内の各設備運転情報やエネルギー管理ができる監視設備を設けること。
- (イ) 中央監視室及び事務室に監視設備を設置すること。

ニ 雷保護設備

- (ア) 各関連法規に準拠するとともに、誘導雷対策に配慮した計画とすること。

ヌ 再生可能エネルギーに関する設備

- (ア) 再生可能エネルギーの積極的な活用に努めること。

(6) 機械設備計画

ア 空調調和・換気設備

- (ア) 基本事項
 - a 地球温暖化防止等地球環境に配慮し、環境負荷の低減とエネルギー効率の高い熱源システムを選定し、二酸化炭素の削減と光熱水費の削減を目指すこと。
 - b 安全性等に考慮し、各諸室の用途・利用時間帯に配慮したゾーニングを行い、快適な空調システムを選定すること。
 - c 熱源機器の集約化や負荷追従のよいシステムを導入し、保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。
 - d 少人数の業務従事者での効率的な維持管理、運営ができるシステムとすること。
 - e 屋外温湿度条件は、「建築設備設計基準・同要領」に示された値とすること。
 - f プール室内においては競技に最適な室温湿度に保たれるような空気調整設備を設置すること。なお、水温（25～30℃）が維持可能な設備とし、大会時の室温は水温－2～3℃程度に調整できる設備とすること。
- (イ) 空調設備
 - a 各諸室の用途に応じて、室内環境を考慮した空調システムを採用すること。方式は事業者の提案によるものとする。
 - b 温度管理は中央監視室及び事務室において一元的に管理できること。ただし個別に温度管理が必要と思われる室は、個別制御の可能な方式とすること。
 - c ロビーや廊下等は、適宜エリアを区分し、エリア毎に管理可能なものとすること。
- (ウ) 換気設備
 - a シックハウスに配慮し、換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した除塵対策を行うこと。

- b 各諸室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。
- c プールの湿気及び塩素がプール室以外のエリアに流入しないよう、全体のエアバランスを適切に保つものとする。

(エ) 排煙設備

- a 告示等による排煙設備の設置免除を検討し、設置が必要な場合も自然排煙の確保によるライフサイクルコストの縮減を図ること。

(オ) 自動制御設備

- a 中央監視室において各種設備機器の運転監視を可能なものとする。
- b 各種設備機器の運転はスケジュール設定の可能なものとする。

イ 給排水衛生設備

(ア) 基本事項

- a 利用者の変動に対して追従性の優れたシステムとすること。
- b 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。
- c 維持管理を配慮したシステムとすること。
- d 配管ピットを設ける等、設備の更新に対応できる空間の確保にも配慮すること。

(イ) 給水設備

- a 給水方式は衛生的かつ合理的なものとし、事業者の提案によるものとする。
- b 給水負荷変動に配慮した計画とすること。
- c 雨水等の排水再利用による水資源の効率的運用、省資源化を積極的に図ること。
- d 地下水を利用する場合は、法令に基づく地下水採取規制を遵守し、周辺の地下水利用への影響や地盤沈下等に十分配慮すること。

(ロ) 給湯設備

- a 必要諸室には電気温水器またはガス給湯器にて給湯すること。
- b 本施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率のよい方式を採用すること。

(ハ) 排水設備

- a 排水方式は衛生的かつ合理的なものとし、事業者の提案によるものとする。
- b 下水道へ放流する場合は、関係機関と協議のもと、必要に応じて接続先の管径に即した設備等を敷地内に設け、排水量を調整すること。

(ニ) ガス設備

- a 必要に応じて設置すること。
- b ガス供給を行う場合は、当該地区のガス供給事業者の規定に従い、安全に配慮した供給を行うこと。

(カ) 衛生器具設備

- a 清掃等の維持管理を考慮して選定すること。
- b 便器は洋式とし、瞬間式温水洗浄便座とすること。
- c 小便器は自動洗浄とすること。
- d 手洗いは自動水栓とすること。
- e トイレは子どもの利用にも配慮すること。
- f トイレの各ブースには擬音装置を設けること。

(キ) プール循環ろ過設備

- a ろ過設備は機能性・安全性の両面を経済的に実現できるものとする
- こと。
- b 計画遊泳者数やプールの用途に応じた能力を設定すること。
- c 循環ろ過装置の出口における濁度を 0.1 度以下とすることができる
- 能力を備えること。
- d 循環ろ過装置はプール及び温浴槽に分割設置すること。
- e 吐出口・取水口等は可能な限りプールの水質が均一になる位置に設
- 置するとともに、吸込み事故防止対策を行うこと。
- f 止水が発生せず、均一に水流分布すること。
- g 自動水質監視装置を設置し、プールの水質を維持管理するとともに、
- 維持管理の省力化を行うこと。
- h ろ過器の更新、メンテナンスを考慮した機器配置とすること。
- i 補給水量の削減を考慮した設備内容とすること。
- j 薬剤の補給を簡易に行えるシステムとし、かつ消費量を削減できる
- システムとすること。
- k 水温維持及び設定水温への調整を簡易に行えるシステムとすること。
- l 塩素臭拡散を防止または低減できる設備内容とすること。

ウ 熱源設備

- (ア) 空調用熱源及び給湯用熱源のシステムは事業者の提案によるものとする。
- (イ) 燃料の種別に関しては事業者の提案によるものとする。

エ 消火設備

- (ア) 関係法令等及び所轄消防署の指導等に従い各種設備を設置すること。

オ エレベーター設備

- (ア) 障害者対応とすること。
- (イ) 中央監視室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置すること。
- (ウ) 管制運転は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の表「制御

装置の機能」を有するものとする。

(エ) 利用者の動線に配慮した配置とすること。

(7) サイン計画

(ア) 形状、素材、色調、配置等において、周辺地域との調和を図ること。

(イ) 整備計画地内の各施設を示すもののほか、公共交通機関の最寄りの乗降場や主要な周辺施設を示すものを適宜設置すること。

(ウ) サイン計画の詳細については、県及び関係機関と協議を行うこと。

(8) 器具・備品計画

(ア) 本事業において配置する器具・備品、配置箇所については、「別紙6 プール備品リスト」、「別紙7 プール電気備品リスト」、「別紙8 什器備品リスト」を参照し、それに示す器具・備品と同等程度の水準を満たすこと。

第3 設計、建設業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務対象

本施設の整備（設計、建設）業務の対象となる範囲及び施設は、整備計画地内における全ての建築物、工作物等とする。

なお、「都市公園法」その他関係法令等を遵守して業務を行うこと。

(2) 業務期間

事業契約締結の日～令和9年6月30日

(3) 業務範囲

事業者の業務範囲は「第3-2 本施設の整備（設計、建設）業務」を参照すること。

2 本施設の整備（設計、建設）業務

(1) 設計業務

ア 基本業務

(ア) 業務体制の確立

事業者は、統括責任者の下に設計業務責任者を配置し、設計業務体制表と併せて設計業務着手前に設計業務責任者届、設計業務着手届を県に提出すること（設計者としての経験等、設計に携わる者の実績・経歴を示す書面を添付すること）。また、設計及び積算のチェック体制の強化を目的とし、設計担当者及び積算担当者とは別に照査担当者を定めること。照査担当者は、積算業務の各過程で営繕工事積算チェックマニュアルを用い、積算数量や項目の脱漏等の内容について確認を行うこと。

なお、設計業務責任者は統括責任者と兼ねることができるが、建設業務責任者と兼ねることはできない。

(イ) 業務計画書の作成

事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書等を作成し、次の書類とともに県に提出すること。設計業務計画書に変更があった場合も同様とする。

なお、提出書類の詳細は、別途県の指示するところによるものとする。

- ・ 設計業務計画書
- ・ 設計業務工程表（調査工程・基本設計・実施設計・各種申請手続き工程・透視図等の提出時期、その他設計の工程管理に必要な事項を記載）
- ・ 設計業務実施体制表

- ・設計業務責任者届（設計経歴書）
- ・その他設計業務の実施に必要な書類等

(ウ) 事前調査等の実施

- a 施設直下の地盤調査を行う際は、事業者の責任において実施すること。
- b 事前調査として家屋調査、電波障害調査、敷地高低差測量を必須とし、その他に関しては必要に応じて実施するものとする。なお、必須調査等の範囲は、設計、建設等の影響が見込まれる範囲とする。
- c 調査等に着手するまでに周辺住民や関係機関等の理解を得られるよう配慮し、必要に応じて近隣への説明会を開催するなど、十分に調整等を行うこと。
- d 調査等の着手に先立ち、調査等計画書を作成し、県に提出すること。
- e 調査が完了したときは、速やかに調査等報告書を作成し、県に提出すること。

(エ) 各種申請・許認可取得手続き等の実施

各種申請・許認可取得業務に関しては、事業者は設計内容について、県が要求する性能を満たし、かつ事業者の提案内容に適応するものであることを県から確認を得た上で、各種業務を行うこと。

事業スケジュールに支障のないよう、関係機関等と協議を行い、建築確認申請、警察協議等、建築工事に伴う各種申請・許認可取得の手続き等を行うこと。

また、県が国庫補助金等の申請を行う場合は、県の国庫補助申請に伴う図面・概要書等を、県からの要請に基づき作成し提出すること。なお、県が申請を行う予定の国庫補助金は「学校環境改善交付金」を予定している。

なお、本事業区域は、令和5年度に都市公園への変更を予定しており、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に該当するため、開発許可の適用除外となる予定である。

イ 設計業務

(ア) 基本事項

a 基本設計

基本設計は、本書及び事業提案書に基づいて主要な技術的検討を行い、建築物の空間構成を具体化した内容とすること。また、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められる主要な技術的検討が十分に行われたものとする。

基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十

分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。

基本設計完了後、設計内容が要求水準書及び提案書に適合していることについての確認を受け、実施設計業務に移ること。

b 実施設計

実施設計は、前述した基本設計が県により確認された後、これに基づく工事の実施に必要であり、事業者が工事費内訳書を作成するために十分な内容とすること。

積算業務に使用する単価は最新版のものとする。

見積りは、原則として3社以上から徴取すること。

(イ) 設計図書の作成

基本設計及び実施設計完了時には、次の書類を県に提出し、承認を得ること。また、「建築設計業務等電子納品要領（国土交通省）」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（国土交通省）」に従い、電子データを県に提出すること。提出図書の仕様及び部数は、次のとおりとする。

a 基本設計図書

設計の種類	成果図書	原図	製本部数	摘要
1) 総合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画説明書 ・ 施設整備の方針 ・ 機能の検討 ・ 建築計画 ・ 事業計画 ・ 各室の検討 ・ 配置の検討 ・ 仕様概要書、仕上概要表 ・ 面積表及び求積図 ・ 敷地案内図 ・ 敷地現況図（敷地内、隣接施設等含む） ・ 配置図 ・ 平面図（各階） ・ 立面図（各面） ・ 断面図（2面以上） ・ 外構図 ・ 雨水排水計画図 	A3 1部	A3 二折 A4 3部	データ C D-R OM

		<ul style="list-style-type: none"> ・工事費概算書 ・関係法令基準等確認書 			
2) 構造		<ul style="list-style-type: none"> ・構造計画説明書（基本構造計画案含む） ・構造設計概要書 ・工事費概算書 			
3) 設備	a) 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備計画説明書 ・電気設備計画概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料 			
	b) 給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水衛生設備計画説明書 ・給排水衛生設備計画概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料 			
	c) 空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調換気設備計画説明書 ・空調換気設備計画概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料 			
	d) 昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降機等計画説明書 ・昇降機等計画概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料 			
4) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・パース（4面） ・透視図（2面） ・鳥瞰図（2枚） 	A3	A3 各1部 額付	データ CD-ROM
		<ul style="list-style-type: none"> ・概略工程表 ・ライフサイクルコスト検討書 ・省エネ等検討書 ・近隣対策検討書 ・要求水準書確認報告書 ・その他各種比較検討 	A3		

給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 屋外設備図 部分詳細図 ・昇降機設備設計書 昇降機設備図 搬送機設備図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・昇降機設備設計計算書 ・確認申請図書	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	1 部 2 部 1 部 1 部 1 部 1 部	A1 二折 A3 二折 A3 または A4	C D - R OM等 C D - R OM等
・積算業務図書 機械設備工事積算数量算出 表 機械設備工事積算数量調書 工事費積算調書 見積書比較表(見積書含む)	各 1 部	ー	A3 または A4	C D - R OM等
e その他 ・パース、透視図、鳥瞰図、模 型 ・省エネルギー関係計算書 ・建築物総合環境性能評価シス テム(C A S B E E 新築)評 価書 ・建築物低炭素化促進誘導基準 評価書 ・リサイクル計画書 ・ライフサイクルコスト検討書 ・設計説明書 ・概略工事工程表 ・積算チェックリスト ・工事現場の生産性向上に配慮 した事項の報告書 ・建築物の利用に関する説明書	1 部	ー	A3	C D - R OM等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法に係る協議 ・ 都市計画法施行規則第60条に基づく手続き ・ 中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱に基づく手続き ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出 ・ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく届出 ・ 埼玉県景観条例に基づく届出 ・ 設計業務完了届 			A4	
f 資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各技術資料 ・ 各記録書 	一式 一式	(1) 部 (1) 部		CD-ROM等

ウ 留意事項

(ア) 県等との連絡・調整等

事業者は、県、市及び事業者等との間で本施設及び近隣施設等の設計及び建設の全般について、利用者の利便性の向上と円滑な整備のための協議を行う連絡調整会を開催すること。連絡調整会は関係者で協議の上、定期的を開催するほか、必要に応じ開催すること。

(イ) 県による設計業務内容の任意確認等

事業者は、設計業務計画書に基づき定期的に県に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うものとし、契約時の要求水準を基に、県と十分に協議を行い、実施するものとする。県は、設計業務の内容について、事業者にいつでも確認することができるものとする。

(ロ) 進捗状況の管理

事業者は、設計の進捗管理を事業者の責任において実施し、定期的に県に報告すること。

(ハ) 設計の変更について

本施設を取り巻く環境の変化や法令等の変更によって、県の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。なお、設計の変更に関する事項は事業契約にて定める。

(ニ) 事業者は、事業契約に基づき、「埼玉県建築設計業務委託共通仕様書」に従い作成し、提出すること。

(2) 建設業務及び工事監理業務

ア 基本業務

(ア) 業務体制の確立

事業者は、統括責任者の下に建設業務責任者及び工事監理業務責任者を配置し、業務体制表と併せて建設及び工事監理業務着手前に業務責任者届及び工事着工届を県に提出すること（建設業務責任者及び工事監理業務責任者としての経験等、建設及び工事監理に携わる者の実績・経歴を示す書面を添付すること）。

なお、建設業務責任者は、統括責任者と兼ねることができるが、設計業務責任者及び工事監理責任者と兼ねることはできない。

また、工事監理業務責任者は、統括責任者及び設計業務責任者と兼ねることができるが、建設業務責任者と兼ねることはできない。

(イ) 業務計画書の作成

建設業務着手前に各種施工計画書・施工図、材料承諾書等を含む建設業務計画書等を作成し、次の書類とともに県に提出すること。建設業務計画書に変更があった場合も同様とする。

なお、提出書類の詳細は、県の指示するところによるものとする。

- ・建設業務計画書
- ・建設業務工程表
- ・建設業務実施体制表
- ・現場代理人・主任技術者届（経歴書を添付）
- ・その他建設業務の実施に必要な書類等

(ウ) 事前調査等の実施

- a 必要に応じて事前調査等を実施すること。
- b 調査等に着手するまでに周辺住民や関係機関等の理解を得られるよう、十分に調整を行うこと。
- c 調査等の着手に先立ち調査等計画書を作成し、県に提出すること。
- d 調査等が完了したときには、速やかに調査等報告書を作成し、県に提出すること。
- e 周辺に与える諸影響を検討し、適切な措置を講じること。

(エ) 竣工図書の作成

a 竣工図書

事業者は、県による竣工確認に必要な次の竣工図書を県に提出するとともに、「建築設計業務等電子納品要領（国土交通省）」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（国土交通省）」に従い、電子データを提出すること。なお、これら図書を本施設内に別途保管すること。

書類	最低部数	備考
工事完了届	3部	
工事記録写真	3部	
竣工図（建築）	4部	原図版：1部、A3縮小版：3部 （設計図を工事の実情に合わせて 加筆修正したものを含む。）
竣工図（電気設備）	4部	
竣工図（機械設備）	4部	
竣工図（器具・備品配置）	4部	
施工図	3部	
機器リスト	3部	
器具・備品リスト	3部	
器具・備品カタログ	3部	
竣工検査図書	3部	
揮発性有機化合物の測定結果	3部	
竣工写真	3部	
保全に関する資料	3部	公共建築工事標準仕様書による。

b 竣工写真の著作権等

(a) 事業者は、県による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証すること。かかる竣工写真の使用が第三者の有する著作権等を侵害し第三者に対して損害賠償の責任を負い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償を負担し、必要な措置を講じるものとする。

(b) 事業者は、竣工写真の使用について次の事項を保証すること。

i) 県及び県が認めた公的機関は、竣工写真を無償で使用することができる。この場合、著作権名を表示しないことができる。

ii) 事業者は、あらかじめ県の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が県の承諾しない第三者に閲覧、複写または譲渡されないようにすること。

(c) 竣工検査等の実施

a 事業者による竣工検査

(a) 事業者は、自らの責任及び費用において本施設の竣工検査、機器及び器具・備品等の試運転検査等を実施すること。

(b) 竣工検査、機器及び器具・備品等の試運転検査等の実施については、それらの実施日の14日前までに県に書面で通知すること。

(c) 県は、事業者が実施する本施設の竣工検査、機器及び器具・備

品等の試運転に立会うことができることとする。

(d) 事業者は、本施設の竣工検査、機器及び器具・備品等の試運転検査等の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて県に報告すること。

b 県の竣工確認等

(a) 県は、事業者による前述「事業者による竣工検査」の終了後、竣工確認を実施する。

(b) 県は、事業者の立合いの下で、本施設が設計図書及び要求水準書等の内容を満たしていることを確認する。

(c) 事業者は、機器及び器具・備品等の取扱いについて、竣工確認後、県に説明すること。

(d) 県が竣工確認を行った結果、本施設が設計図書及び本書並びに提案書類等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、県は、事業者に対し是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は事業者が負担すること。

イ 建設工事（造成、外構整備等を含む。）

(ア) 基本事項

a 関係法令等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って本施設の建設工事を実施する。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。

b 事業者は、県から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

c 県は、事業者が行う工程会議に参加することができる。また、工事現場での施工状況を確認し、指示等を行うことができる。

d 県は、必要に応じて中間検査を行うものとする。

e 工事に伴う許認可等の各種申請等は事業者の責任において行うこと。ただし、県は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。

f 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

g 工事中における周辺への安全対策については万全を期すること。

h 工事を円滑に推進できるように適時、周辺住民等に対し工事の状況を説明すること。

i 工事完了時には施工記録を作成し、県に提出すること。

(イ) 留意事項

a 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に与える影響について、十分な対応を行うこと。

b 周辺に悪影響を与えた場合は、事業者の責任において適切な措置を

講じること。

- c 工事から発生した廃棄物等については、関係法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- d 工事から発生した廃材等について、再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- e 周辺施設等に損傷を与えないように留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- f 工事により周辺に水枯れ等の被害が発生しないように留意するとともに、万一発生した場合には、事業者の責任において対応すること。
- g 周辺道路は通学路に指定されているため、通学時間帯等における児童、生徒等の安全対策を行うこと。
- h 周辺等からの意見、情報提供等に対して適切に対応すること。
- i 工事に必要な電力、水等に係る費用は事業者の負担とする。
- j 本事業と同時期に予定されている北スポーツセンターや敷地東側駐車場の解体工事、敷地西側道路拡幅工事、敷地北側公園の造成工事等について、県や関係機関等と協議を行い、円滑な工事实施に配慮すること
- k 仮囲い等を活用し、本施設の完成イメージのPRを行うこと。
- l 工事の進捗情報を県のホームページに掲載するため、進捗状況及び、定点観測写真や現場写真、ドローン等を活用した航空写真等についての情報を県に提供すること。
- m 事業者は、事業契約に基づき、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」「埼玉県電気設備工事特別共通仕様書」「埼玉県機械設備工事特別共通仕様書」に従い作成し、提出すること。

ウ 工事監理業務

- (ア) 事業者は、工事監理の状況に関する「工事監理報告書（月報）」を作成し、毎月県に報告すること。また、県の要請があったときには随時報告を行うこと。

エ 器具・備品等調達設置業務

- (イ) 事業者は、本施設の性能、機能を満たすために必要な器具・備品を設置すること。
- (イ) 器具・備品は「別紙6 プール備品リスト」、「別紙7 プール電気備品リスト」、「別紙8 什器備品リスト」を基本とし、各諸室の仕様、事業内容等に合わせて提案すること。器具・備品の取扱いは下表に示すとおりとする。
- (イ) 器具・備品の調達方法は、購入またはリース契約によるものとし、下表の条件を満たす範囲において事業者の提案によるものとする。

- (エ) 本事業の実施に必要であり、「別紙6 プール備品リスト」、「別紙7 プール電気備品リスト」、「別紙8 什器備品リスト」に示していない器具・備品については事業者の提案によるものとする。
- (オ) 器具・備品の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、グリーン購入（環境に配慮した商品・サービスの購入）を推進すること。
- (カ) 器具・備品の設置・保管に当たっては、県への引渡しまでに耐震対策や動作確認等を行うこと。

	調達主体	所有者	保守・更新の主体	事業終了時の取扱い	サービス購入料の支払有無
要求施設の器具・備品（購入）	事業者	県	事業者	県が継続所有	あり
要求施設の器具・備品（リース契約）	事業者	リース業者	事業者	県に無償譲渡 ^{※1}	あり

※1：リース契約で調達した器具・備品は、県に無償譲渡することとして計画すること。

オ 本施設の引渡し及び所有権移転に係る業務

事業者は、県から本施設の工事完了確認通知を受領した後、引渡予定日までに本施設の所有権を県に移転する手続きを行い、完成図とともに本施設を県へ引き渡すこと。

(3) 開業準備業務

ア 基本業務

(ア) 業務体制の確立

事業者は、開業準備業務責任者を配置し、開業準備業務体制表と併せて開業準備業務着手前に開業準備業務責任者届を県に提出すること。

(イ) 開業準備業務計画の作成

事業者は、建設工事着手前に開業準備業務計画書等を作成し、次の書類とともに県に提出すること。開業準備業務計画書に変更があった場合も同様とする。また、県と協議の上で、開業業務責任者届提出前までの開業準備業務責任者の変更は可能とする。

なお、提出書類の詳細は、県の指示するところによるものとする。

a 提出時期

本施設の建設工事に着手する前

b 記載項目

- (a) 業務実施体制
- (b) 業務履行体制
- (c) 開業準備業務責任者の氏名・所属・保有資格及び略歴
- (d) 開業準備業務の実施内容ならびに工程計画

(ウ) 業務報告書の作成

事業者は、統括責任者の下に 開業準備業務に関する日報及び月報を「開業準備業務報告書」として作成し、県に提出すること。

なお、開業準備業務責任者は、統括責任者と兼ねることができる。

イ 事前広報、利用者受付業務

(ア) 事前広報活動

- a 事業者は、供用開始直後から各種大会・イベント等が開催できるよう、十分な広報活動を行うこと。
- b 開業の6か月前までに本施設のパンフレット等及びWebサイトを作成し、県の広報物やその他各種媒体への情報提供を行う等、施設の広報・宣伝活動を行うこと。
- c その他広報活動に関する事項については、「第4-3-(8) 広報・情報発信業務」に準じることとする。

(イ) 開業前の利用者受付

事業者は、供用開始直後から利用者への供用が開始できるよう、「第4-3-(6) 利用者受付業務」に準じて供用開始前から利用者受付業務を実施すること。なお、これによらない方法による利用者受付が必要になる場合には、暫定的に独自の受付方法を構築し、開業後の業務に支障のないようにすること。

(ウ) 施設予約状況を確認できるWebサイトの作成

- a 事業者が作成するWebサイトを通して予約状況の確認ができるよう、事業期間にわたって維持管理及び運用を行うこと。
- b 予約状況の確認が利用者等に分かりやすく発信できるWebサイトとすること。
- c 予約状況の発信について、常にWebサイトを適切に管理し、誤作動や遅延等が発生しないようにすること。

ウ 開館式典及び内覧会等実施業務

(ア) 県が開催する開館式典及び内覧会

- a 県は、供用開始前に開館記念式典及び内覧会を開催する予定である。事業者は、当該式典等を企画提案し、県と協議の上で実施内容等を決定する。
- b 事業者は当該式典等の開催準備や当日の運営・後片付け等を行うこと。なお、当該式典等の招待者の選定や案内は県が実施する。

(イ) 開館記念イベント

事業者は、上記開館記念式典及び内覧会に引き続き、県民等への本施設の周知や利用促進のため開館記念イベントを開催すること。イベントの詳細については事業者の提案によるものとし、県と協議の上決定する。

エ 開業準備期間中の本施設の運営維持管理準備業務

本施設の引渡しから供用開始までの間に、業務従事者に対し供用に支障のないよう、十分な教育・訓練等を行うとともに、「第4 運営・維持管理業務に関する要求水準」に準じて、必要となる運営・維持管理業務を実施すること。

オ プール公認取得業務

「プール公認規則」に従い、次の公認を取得すること。

取得においては、プール公認取得申請（事前審査・本申請）に伴う申請書類の作成一式及びその他申請に必要な業務を行うこと。申請に要する費用（公益財団法人日本水泳連盟に支払う公認料及び公認測量者旅費等を含む。）は事業者の負担とする。なお、公認基準を満たすための設備等については常時設置（リースも可）とする。

(ア) メインプール（50m プール）

- a 公称 50m国際基準競泳プール
- b 公称 25m 国際基準競泳プール 1 面、公称 25m 国内基準競泳プール 1 面(50mプールを分割利用時)
- c 国際基準公認水球プール
- d 国内基準公認アーティスティックスイミングプール

(イ) サブプール（25m プール）

- a 公称 25m国内基準競泳プール

(ウ) 飛込プール

- a 国際基準飛込プール

第4 運営・維持管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 基本的な考え方

ア 基本方針との整合

事業者は、「第 1-3 基本的な考え方」に沿うよう、本施設を運営・維持管理すること。

イ 指定管理者制度の導入

県は、本施設を公の施設とし、指定管理者制度を導入して運営・維持管理を行う。

(2) 業務対象

運営・維持管理業務の対象となる施設は、本施設（「第 2-1-(2) 施設整備の概要」参照）とする。

なお、「都市公園法」及び関係法令等を遵守すること。

(3) 運営・維持管理業務期間

令和9年7月1日～令和24年3月31日（14年9ヶ月）

(4) 業務範囲

ア 運営業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 大会開催等支援業務
- (ロ) スポーツ教室等実施業務
- (エ) トレーニング指導実施支援業務
- (オ) 競技力向上事業実施支援業務
- (カ) 利用者受付業務
- (キ) プールの監視・水質等衛生管理業務
- (ク) 広報・情報発信業務
- (ケ) プール公認更新業務
- (コ) 駐車場・駐輪場運営業務
- (サ) 周辺機関、関係団体等連携業務
- (シ) 物販コーナー等運営業務
- (ス) 自由提案事業

イ 維持管理業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 建築物保守管理業務
- (ロ) 建築設備保守管理業務

- (エ) 器具・備品等保守管理業務
- (オ) 外構等保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 修繕・更新業務
- (ケ) 植栽管理業務
- (コ) 環境衛生管理業務

(5) 施設の開館日等

ア 開館日

12月29日から翌年1月3日までを除き、原則開館日とする。ただし、月1回程度の休館日を設けることができる。なお、定期点検等による休館日は、事前に県と事業者が協議して決定する。

イ 開館時間

開館時間は、原則午前9時から午後9時までとする。なお、選定事業者は、県の承諾を得た上で、上記の設定時間を超えて開館することができる。

なお、開館時間外であっても、各種競技団体からの利用の申し出については、可能な限り対応すること。

(6) 利用形態

本施設の利用形態は、基本的に次のとおりとする。

ただし、利用者に受け入れられやすいことを前提に、時間帯による区分、季節による区分、年齢層による区分等、事業者による更なる細分化等の提案を認める。

ア 利用形態の概要

(ア) 個人利用

個人利用とは、個人利用者が当日の利用者受付により、競技の練習や健康づくり等の目的で本施設の一般利用可能範囲を自由に利用できる利用形態である。

(イ) 専用利用

a 団体専用利用とは、各種団体等の利用者が当日の利用者受付や事前の予約受付により、競技の練習、施設の撮影、合宿、消防活動の訓練等の目的で本施設の一定範囲を自由に利用できる利用形態である。

b 大会等専用利用とは、各種団体等の利用者が大会等の目的で本施設の全部または一部を一定期間利用できる利用形態である。

c 事業者専用利用とは、事業者が本施設の全部または一部を利用して、自由提案事業を行うことができる利用形態である。

イ 利用可能な施設の想定

ゾーン	諸室	個人利用	専用利用		
			団体 専用利用	大会等 専用利用	事業者 専用利用
メインプール	メインプール	○※1	○※1	◎	○※1
	飛込プール	○※2	○	◎	○
サブプール	サブプール	○※3	○	◎※3	○
大会運営	会議室	○	○	◎	○

◎：優先的に利用可能 ○：利用可能

- ※1 メインプールは、大会開催時やコースを跨いだ利用が必要となる水球やアーティスティックスイミングの練習時等を除き、全コース数の半数以上を個人利用のために確保することを基本とする。
- ※2 飛込プールは飛込競技以外での利用も可能とするが、飛込台が利用されている際は飛込競技以外の利用を不可とすることや飛込台使用に関する事前講習等を行うなど安全面への配慮を十分に行うこと。
- ※3 大会開催等でメインプールでの個人利用ができない場合は、サブプールで大会開催又は大会開催用のウォーミングアップで使用する場合等を除き、サブプールにおいてコースの半数以上を個人利用のために確保することを基本とする。

(7) 利用料金制の導入

県は、本施設の運営に当たり、「地方自治法」第244条の2第8項に定める利用料金制を導入する予定である。

ア 利用料金の設定

- (ア) 事業者は、県民及び各種団体が気軽に本施設を利用できることに配慮しつつ、施設の整備水準、近隣類似施設等の利用状況等も勘案し、利用形態にあわせた利用料金の金額を提案すること。なお、利用料金の上限額については、「別紙9 利用料金等の考え方」を参照すること。
- (イ) 利用料金の金額については、事業者の提案に基づき、県が条例で金額の範囲を定める。
- (ロ) 利用料金の区分については、時間帯、季節及び年齢層等に応じた設定を行うことができることとする。
- (エ) 事業者は、施設の有効利用・利用促進、利用者の利便性の向上、公共性等を考慮し、回数券、月間利用券、年間利用券等の多様な料金体系を設定することができることとする。
- (オ) 県民のスポーツ推進及び施設の利用促進を目的として本施設を利用する場合、県は減免措置を行う予定である。

イ 利用料金の取扱い

- (ア) 事業者が、利用料金の徴収及び出納業務を行い、徴収した利用料金は事業者の収入とする。
- (イ) 県が条例に定める金額の範囲内での利用料金の変更に当たっては、事業者は事前に県の承諾を得た上、利用者への十分な周知期間を確保した後、改定料金を適用すること。
- (ウ) 県が条例に定める金額の範囲を超える利用料金の変更に当たっては、事業者は物価の変動、近隣類似施設の動向を考慮し、県と協議の上、利用料金の変更を提案することができる。

2 共通基本業務

(1) 業務体制の確立

- (ア) 運營業務あるいは維持管理業務に当たる者が各業務の一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者に委託する業務範囲と指揮系統を明確にした業務実施体制を確立し、県に届け出ること。
- (イ) 事業者は、本施設を供用開始するまでの間に、業務従事者の配置を決定し、各業務従事者に対して業務内容や設備・機器の操作方法、安全管理、緊急時の対応、接客対応等、業務上必要な事項について教育訓練を行い、供用開始後の円滑な業務履行体制を確立し、県に届け出ること。
- (ウ) 事業期間途中で新たに業務従事者を配置する場合も、上記(イ)に準じた対応を行うこと。

(2) 業務従事者の配置

- (ア) 本施設の円滑な運営・維持管理のため、統括責任者の下に運営・維持管理業務総括責任者（以下「総括責任者」という。）、運營業務責任者・維持管理業務責任者及び必要な業務担当者を配置すること。
- (イ) 人員の配置計画や業務形態は、「労働基準法」や関係法令等との整合を図り、かつ、本施設の運営・維持管理に支障のないようにすること。また、業務従事者のうち1名は防火管理者の資格を有すること。
- (ウ) 業務従事中は名札等を必ず身につけ、共通ユニフォームを着用する等、利用者に本施設の業務従事者であることが明瞭に判別できるようにすること。また、配置する人員に対する必要な研修を行うこと。

ア 総括責任者

- (ア) 事業者は、運営・維持管理業務の全体を総合的に把握し、県及び関係機関等との調整を行う総括責任者を定め、運営・維持管理業務の開始前に氏名・所属・保有資格及び略歴を県に届け出たうえで、県の承認を受けること。総括責任者を変更した場合も同様とする。
- (イ) 総括責任者はプールの運営・維持管理に関する豊富な経験を有し、施設全体の運営・維持管理能力を備える者とする。

- (ウ) 総括責任者は、施設の運営・維持管理業務を総括するため、SPCまたは運営業務もしくは維持管理業務を統括する企業が直接雇用する正社員を配置すること。
- (エ) 総括責任者と統括責任者の兼務、また総括責任者と業務責任者の兼務は妨げない。
- (オ) 総括責任者が事故・病気等により長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな総括責任者を充てること。また、総括責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、他の業務従事者からあらかじめ総括責任者代理として定めた人員を配置して、本施設の開館時間中は常に配置できる計画とすること。

イ 運営業務責任者・維持管理業務責任者

- (ア) 事業者は、運営業務または維持管理業務を総合的に把握し、県及び関係機関等との調整を行う業務責任者を定め、運営・維持管理業務の開始前に氏名・所属・保有資格及び略歴を県に届け出ること。各業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (イ) 各業務責任者は、総括責任者の指揮のもと、運営業務、維持管理業務それぞれを管理するため、SPCまたは運営業務に当たる企業、維持管理業務に当たる企業が直接雇用する正社員をそれぞれ配置すること。
- (ウ) 運営業務責任者と維持管理業務責任者はそれぞれ相互に兼任できない。
- (エ) 各業務責任者が事故・病気等により長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな業務責任者を充てること。また、各業務責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、他の業務従事者からあらかじめ業務責任者代理として定めた人員を配置して、本施設の開館時間中は常に配置できる計画とすること。

ウ 業務担当者

- (ア) 業務担当者として、必要な人員を配置すること。
- (イ) 業務担当者は、施設の設置目的を理解し、業務内容に応じて、同種の運営・維持管理業務の経験と必要な知識及び技能を有する者とし、関係法令等により資格を必要とする業務については、有資格者を選任し、配置すること。
- (ウ) 事業者は、業務担当者に関する名簿（氏名・所属・保有資格等を記載すること。）を事前に県に届け出ること。また、業務担当者に変更があった場合も同様とする。本施設に常駐することなく、定期または不定期に実施する業務に従事する業務担当者については、当該業務を開始する前日までに名簿を県に届け出ること。

(3) 業務計画書の作成

事業者は、運営・維持管理業務実施に当たり、本書及び事業提案書をもとに、県と協議の上、運営・維持管理業務計画書を作成し、県の承諾を得ること。運営・維持管理業務計画書に変更があった場合も同様とする。

運営・維持管理業務計画書の構成、提出時期、記載項目は次のとおりとするが、記載項目の詳細については、県と協議の上、決定する。

ア 基本業務計画：運営・維持管理業務の開始の6か月前までに提出

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 業務履行体制
- (ウ) 総括責任者及び各業務責任者、業務担当者の名簿
- (エ) 業務提供内容及び実施方法
- (オ) 運営・維持管理期間内の修繕・更新計画（年度単位）
- (カ) 緊急時ならびに要望等への対応及び体制
- (キ) 業務に係るセルフモニタリングの内容・方法 等

イ 年度業務計画：各年度の業務開始の1か月前までに提出

- (ア) 業務日程及び業務提供時間帯
- (イ) 業務提供内容及び実施方法の詳細等
- (ウ) 当該年度の修繕・更新計画（月単位）
- (エ) 基本業務計画からの変更の有無 等

(4) マニュアルの整備

事業者は、本施設の設備等の操作・点検マニュアル、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル等の必要なマニュアルを作成し、業務従事者に研修を行うとともに、周知徹底を図ること。

(5) 施設利用規則の整備

事業者は、施設の利用に関する利用規則を定め、施設の供用開始に先立ち県の承諾を得ること。当該規則を変更する場合も同様とする。当該規則は、施設内ならびに事業者が作成するWebサイト等で常時閲覧できるようにしておくこと。

(6) 施設管理台帳の整備

事業者は、施設管理台帳を整備し、事業期間終了時までの運営・維持管理状況に応じて更新・保管し、県の要請に応じて提示すること。施設管理台帳の記載については、一般財団法人建築保全センターの「保全マネジメントシステム」に準ずるものとし、業務終了時に台帳を県に引き渡すこと。なお、引き渡し可能な台帳のデータがある場合は、当該データも県に引き渡すこととする。

(7) 災害または緊急時等の対応

ア マニュアル等の整備

- (ア) 事業者は、災害または緊急時等の対応について定める危機管理マニユア

ルを作成し、業務従事者に研修を行うとともに、周知徹底を図ること。
当該マニュアルについては、事前に県に届け出て確認を得ること。

- (イ) 事業者は、災害または緊急時等の状況について記録し、県に報告しなければならない。
- (ロ) 災害時等の対応については、あらかじめ県と協議し、防災計画を策定すること。
- (ハ) 災害時等において事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ県と協議し、事業継続計画（BCP）を策定すること。

イ 罹災時等の対応

- (ア) 災害または事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じるとともに、県及び関係機関に通報すること。また、本施設に設置する防災諸設備の機器を適正に取り扱うとともに、救護等に当たること。
- (イ) 本施設内において災害等が発生するおそれがあるときは、直ちに初動の措置を講じ、県及び関係機関に通報すること。
- (ロ) 災害または緊急時等を想定した救護訓練等を実施し、災害または緊急時等に適切な処置を行えるよう、日頃から訓練しておくこと。
- (ハ) 気象状況による警報発令時には速やかに施設及び利用者の安全確認及び確保を行うこと。
- (ニ) 大規模災害時には、災害対策に係る要員の受け入れや応急的な被災者の受け入れ等について県及び関係機関と協議の上、適切に対応すること。

(8) 業務報告書の作成

事業者は、運営・維持管理業務に関する日報、月報、四半期報及び年度総括報を運営・維持管理業務報告書として作成し、下記のとおり県に提出すること。

運営・維持管理業務報告書の構成、記載項目は、事業者が実施するセルフモニタリング結果を反映させ、要求水準の達成状況が簡潔に確認できるように記載することとし、詳細については、基本業務計画作成時に県と協議の上、決定する。

- (ア) 日報及び月報：翌月 10 日まで
- (イ) 四半期報：当該四半期の翌月 10 日まで
- (ロ) 年度総括報：翌年度の 4 月 30 日まで

(9) 事業期間終了時引継業務

- (ア) 事業者は、事業期間終了後に、次期事業者の運営・維持管理業務が円滑かつ支障なく実施できるよう、県との間で、県の申し出により事業期間終了の 4 年前から協議を開始するものとし、各業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた操作要領その他の資料を県の求めに応じて提出すること。
- (イ) 事業期間終了前に次期事業者が決定している場合は、県及び当該事業者

に対し各業務に関する必要な事項について、最新の本施設の各種規定・マニュアルを用いて説明を行うこと。

- (ウ) 「第 1-13-(1) 基本的考え方」に示すとおり、施設の全てが本書で提示した性能、機能を発揮でき、著しい損傷がない状態であることを確認し、要求水準を満たす修繕計画書を県に提出し、確認を受けた上、必要な修繕を実施すること。
- (エ) 「第 1-13-(2) 具体的手順」に示すとおり、事業者は、事業終了時の 3 年前までに施設劣化調査等を実施の上、施設劣化調査報告書及び事業終了後 30 年間の長期修繕計画等を県に提出し、確認・指示を受けること。また、その上で、施設劣化調査報告書及び更新した事業終了後 30 年間の長期修繕計画等を県に提出し、確認・指示を受けること。

3 運営業務

(1) 業務方針

次の事項を業務方針として運営業務を実施すること。

- (ア) 県立施設であることに留意し、県民に適切なサービスを提供するとともに、快適な利用環境を確保すること。
- (イ) 特定の団体等に有利または不利になることがないよう、「第 4-3-(6)-ウ 利用者の決定に関する業務」に規定する事項を満たすことで、利用者の平等な利用を確保すること。
- (ウ) 事故防止、安全管理には、特段の注意義務をもって当てること。
- (エ) 利用者等の意見及び要望を把握し、運営業務に反映させるように努めること。
- (オ) 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- (カ) 本施設に隣接して川口市が計画している神根運動場、神根公園及び北スポーツセンターと連携し、地域に愛され多くの県民が訪れるスポーツの拠点として、新たなにぎわいの創出やスポーツ健康づくりを推進すること。また、この実現のため、事業者は、県、市及び事業者等との間で本施設及び近隣施設等の運営の全般についての協議を目的とする連絡調整会を、月に 1 回程度を目安として開催すること。
- (キ) 競技力向上事業の支援のため、県が上尾市に整備を進めているスポーツ科学拠点施設等の関連施設や関係団体等と積極的に連携を行うこと。
- (ク) 県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等が行う大会等誘致・開催、トレーニング指導、競技力向上事業について、支援を行うこと。
- (ケ) 関係法令等を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施すること。

(2) 大会開催等支援業務

ア 大会等誘致支援に関する業務

大会等の誘致は県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等が実施するが、必要に応じて事業者も支援すること。

イ 大会等利用支援に関する業務

- (ア) 大会等の運営については、費用負担を含めて主催者が行うものとし、事業者は主催者の支援を行うこと。
- (イ) 大会時等においては、案内サインやロープ等により、大会参加者と一般利用者との動線を区分すること。特に、大会時の一般公園利用者の利用を妨げないよう配慮すること。
- (ウ) 大会時等に本施設に付属する設備や備品で対応が困難な場合は、大会等主催者の負担とする。
- (エ) 事業者は、大会等の運営が円滑に行われるよう、主催者と会場設営や交通誘導、駐車場の確保等の事前打合せを行うこと。また、他の大会等や同日に行われる他の施設利用とのスケジュール調整を行うこと。
- (オ) 必要に応じて、警備会社や清掃会社等の手配に協力すること。
- (カ) なお、本施設における開催が想定される大会については、「参考資料1 県内大会の日数・規模の過去実績」を参照すること。

(3) スポーツ教室等実施業務

- (ア) 県民がスポーツや健康づくりを行うきっかけとするため、以下のような事業を実施すること。
 - ・子ども向けの水泳教室
 - ・ベビースイミング
 - ・高齢者向けの介護・フレイル予防に効果のある水中運動
 - ・プールでのダイビング
 - ・親子参加のレクリエーション
- (イ) 教室等のプログラム・回数等の詳細は事業者の提案によるが、詳細のプログラムは県民のニーズに応じたものとし、その内容について事前に県の承諾を得ること。内容の変更を行う場合も同様とする。
- (ウ) 会議室については、大会時以外にも可能な限り有効活用を図ること。
- (エ) 事業の企画、申込受付、開講準備（広報等）、運営、安全管理等は、事業者が行うこと。
- (オ) スポーツ教室等実施業務は、事業者が本書及び事業提案書をもとに本事業に必須の業務として実施する業務であり、スポーツ教室等実施業務を行う者（事業者を含む。以下同様とする。）は、施設利用料金を指定管理者たる事業者を支払うものとする。
- (カ) スポーツ教室等の実施により得られる収入は運営・維持管理期間を通し

てスポーツ教室等実施業務を行う者の収入とする。

(キ) 教室等の事業実施に当たっては、一般利用の機会の確保に配慮すること。

(4) トレーニング指導支援業務

(ア) 本施設では、県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等の主催のもと、利用者に対し、適切なトレーニング方法を指導し、健康体力づくりや技術向上等についてのアドバイスや相談を実施する予定である。これらの実施に係る利用調整や助言及び受入体制の確保等、主催者等への支援を行うとともに、事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと。

(イ) 上記に係り、利用者に対し、施設、器具等の適切な使用方法を指導すること。特に初めての利用者に対しては、器具等の誤使用等による怪我の防止に努めること。

(5) 競技力向上事業支援業務

(ア) 本施設では、県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等の主催のもと、競技者の競技力向上のために測定・撮影等を行い、それらに基づくフィードバック、トレーニング指導等を実施する予定である。これらの実施に係る利用調整や助言及び受入体制の確保等、主催者等への支援を行うとともに、事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと。

(6) 利用者受付業務

ア 共通事項

(ア) 利用者受付の主な業務は、利用区分に応じた利用者の受付に関する業務、利用者の決定に関する業務、利用料金徴収に関する業務である。

(イ) 利用者はもとより、電話等による各種問い合わせに対しても丁寧かつ適切な対応を行うこと。利用者等から意見、要望等を受け付けた場合は、速やかにその内容を検討し、迅速に対応した上、その記録を残すこと。

(ロ) 事業者が指定管理者として対応すべき範囲を超える内容の場合は、速やかに県に報告し、その指示・判断に従うこと。

(エ) 利用者及び収入について多様なデータの収集・管理が行えるシステムを導入し、データの把握、整理、分析を行い、業務報告書において県に報告すること。

イ 利用者の受付に関する業務

(ア) 個人利用に関する業務

a 当日来場する利用者の入場の効率化と利便性向上を図ること。

b 受付付近に電子掲示板等を設置し、施設の利用方法、料金体系、当日のイベントや実施プログラム等の情報を利用者に対して分かり

やすく提供すること。

- c 受付では、入退場者の確認、利用料金の徴収及び施設機能の案内等を行うこと。

(イ) 専用利用（団体専用利用）に関する業務

- a 事前予約を受け付け、次項「ウ 利用者の決定に関する業務」に基づき利用の可否を決定すること。
- b 各諸室等の施設の部分的な利用も可能とする。
- c 施設に空きがある場合は、当日の利用も受け付けること。
- d 団体専用利用規則を定め、当該規則に基づき、利用申込の受付、利用料金の徴収等を行うこと。なお、当該規則は、供用開始に先立ち県の承諾を得ること。当該規則を変更する場合も同様とする。

(ロ) 専用利用（大会等専用利用）に関する業務

- a 団体専用利用の事前予約の受付に先立ち、優先的に予約を受け付けること。
- b 大会等専用利用の受付は前年度 12 月を目途に終了し、県、事業者等による利用調整会議を開催した上、前年度 2 月を目途に日程等を決定し、年度業務計画書において県に報告すること。なお、必要に応じて調整の結果を主催者に連絡し、日程変更や中止等の了承を得ること。
- c 大会等専用利用時において、北スポーツセンターの体育館及び川口市の駐車場を利用する場合には、他の利用者への影響を鑑み、前年度 10 月までに県と川口市にて事前協議を行うため、事業者はこれを支援すること。
- d 大会等専用利用時において周辺道路の交通混雑等の発生が想定される場合や、周辺施設と連携して大会等が行われる場合は、周辺施設の管理者や周辺住民、関係機関等と綿密な調整を行い、トラブルがないように徹底すること。事業者は、周辺施設の管理者との間で相互の情報交換を日常的に行うこと。

(エ) 設備、備品等の貸出に関する業務

- a 本施設に付属し、利用者の使用に供する目的で整備した設備や備品については、適切な管理のもと、希望者への貸出及び回収を行うこと。また、利用料金の定めがある設備・備品は、利用料金の徴収等を行うこと。

ウ 利用者の決定に関する業務

(ア) 利用者の決定に関する基本的な考え方

事業者は、条例、規則に定められた方法及び県と事前に協議して定める運営方針に基づき利用者を決定すること。利用者の決定については、公平性を確保するよう、十分に配慮すること。

(イ) 優先利用

優先利用とは、一般利用に先立ち利用予約を受け付ける利用形態をいう。事業者は、次の場合には施設を優先利用させることができる。

- a 県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等が主催または共催する、あるいは誘致した大会等
- b 事業者がスポーツ教室等実施業務として使用する場合
- c 事業者が自由提案事業として使用する場合
- d その他優先利用をさせることが適当であると県と事業者が協議の上、県が判断した場合

エ 利用料金徴収に関する業務

(ア) 利用料金の徴収

利用者から利用料金を徴収し、適切に管理すること。

(イ) 経理処理

- a 徴収した利用料金については、他の収入金と区別し、毎月収支報告を行うこと。
- b 事前予約で予約金を徴収する場合は、利用完了まで預り金として管理し、キャンセルによる返金に応じること。

(ウ) 現金の管理

現金は紛失等の事故が発生しないように慎重に扱い、基本的には金融機関に速やかに預けるとともに、やむを得ず事務室で保管する場合には、安全な方法により保管すること。

(7) プールの監視・水質等衛生管理業務

「遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）」及び「プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）」に基づいて、プール施設の安全管理及び環境衛生管理を行うこと。

上記関係法令等に基づき管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる「プール監視等業務管理体制」を整え、業務計画書に記載し県の承諾を得ること。同管理体制を変更した場合も同様とする。

業務内容を「プール監視等業務管理マニュアル」として整備し、全ての業務従事者に周知徹底を図ること。

ア プール監視業務

- (ア) 開館時間中は常時、プールの水域をくまなく監視する監視員を配置すること。監視員は、泳力があり、心肺蘇生法の実践が可能な者でなければならない。
- (イ) 監視業務責任者として日本赤十字社が認定する水上安全法救助員または救急法救急員もしくはこれらの資格に準ずる資格を有する者を1名以上常時配置すること。

- (ウ) 救護室には必要な医薬品やAED等を不足・不備のないように常備し、緊急時の対応に備えること。

イ プールの水質等衛生管理業務

(ア) 県への報告

- a 関係法令等に基づき点検、測定結果等は適正に記録し、「第 4-2-(8) 業務報告書の作成」に示す月報と併せて県に報告すること。
- b 測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善・変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、県に報告すること。
- c 関係機関等の立入検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力するとともに検査結果等について県に報告すること。関係機関等から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、具体的な改善方法について県に報告し確認を受けること。

(イ) プールの水質・水温管理

- a プール水（冷温交代浴施設、ジャグジー含む。）は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるように管理すること。
- b 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を「遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）」に示されている水質基準に定める水質に保つこと。また、新規補給水量及び時間当たりの循環水量を常に把握すること。
- c プールの種類や利用頻度に応じて、新規補給水量と循環水の割合に注意する等、適切な水質管理を行うこと。
- d 大会等に応じて適正に水温を調節し、期間中は適切に維持すること。
- e プール室内においては最適な室温・湿度に保たれるよう、適切な室温・湿度管理を行うこと。

(ウ) 水質検査

- a 水質検査は、「遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）」に基づいて行うこと。なお、汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- b 上記の水質検査の結果が水質基準に達しない場合には、補水、換水、循環ろ過の改善、塩素剤の注入その他の方法により、速やかに改善を図ることとし、速やかな改善が困難な場合はプールの利用を中止する等、利用者の健康管理を最優先とする対応を行うこと。

(エ) 更衣室・シャワー室・トイレ等の安全・衛生管理

- a 随時点検及び清掃を行い、清潔な環境の維持に努めること。
- b 各諸室内の床面等に損傷がある場合は、速やかに補修することとし、補修が済むまでは危険であることを明示して立入を禁止する等、

利用者の安全を確保すること。

(オ) 薬品等の保管・管理

a プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管・管理すること。また、薬品等の保管・管理を行う者以外がその諸室に容易に出入りできないように措置を講じること。

b 危険な薬品等を使用する場合は、関係法令等を遵守し、利用者に害のないようにすること。

(カ) その他

レジオネラ症に対しては、発生を未然に防止するために、関係法令等による基準等を遵守した上で、より積極的な衛生管理を徹底すること。

(8) 広報・情報発信業務

ア 広報・情報発信業務

広報・情報発信業務については、正確かつ分かりやすく行うこと。

(ア) 施設案内のパンフレット等を作成し、県に必要な数を提出するとともに、配布等を行うこと。

(イ) 本施設の Web サイトを開設し、随時、最新の情報に更新すること。

(ウ) 特に川口市が別途整備する北スポーツセンターについては、当該施設の管理者との十分な調整を行うことで、相互利用者の円滑な移動・サービス利用を促進すること。

(エ) 必要に応じて、情報誌等、各事業のチラシ等を作成し、配布すること。

(オ) 施設の臨時休館・開館・利用予定状況等の情報については、より広く周知・広報を行うこと。

(カ) スポーツ関連情報（イベント、サークル等）の収集と提供を行うこと。

(キ) 広報・情報発信に際しては、県が推進する取組に関する情報を積極的に発信すること。

イ 利用者等アンケート調査等の実施

利用者等の意見及び要望を把握し、サービス水準の確保向上に資するため、アンケート調査等を実施し運営業務に反映させるように努めること。アンケート調査等の結果及び対応方法について、その概要を Web サイト等で公表すること。

(ア) アンケート調査の実施

毎年度 1 回以上、利用者等を対象にアンケート調査を実施すること。

調査方法、項目、時期については、県と事業者とが協議の上、決定する。アンケート調査実施後、事業者は内容についての分析、評価の結果を「第 4-2-(8) 業務報告書の作成」に示す四半期報に記載し、県に報告すること。

(イ) 利用者等の意見を聴取できる仕組みの導入

上記(ア)とは別に、利用者等の意見及び要望を把握するため、利用者から意見を聴取できる仕組みについて提案すること。回収した意見について

は、「第 4-2-(8) 業務報告書の作成」に示す月報に記載し、県に報告すること。

なお、緊急対応を要する意見については上記に関わらず速やかに県に報告すること。

ウ 県が実施するネーミングライツ募集への協力

県は、本施設にネーミングライツを導入する予定である。

ネーミングライツにより命名権者が支払う命名権料は県の収入とする。

- (ア) 事業者は、県が実施するネーミングライツの募集に対して資料提供や募集要項案の策定等の協力を行うこと。
- (イ) ネーミングライツの募集に際しては、事業者の応募は妨げない。
- (ウ) ネーミングライツにより決定した本施設の名称やロゴ等の表示の施設への設置費用は命名権者の負担とするが、施設案内等の広報メディア（パンフレット、Webサイト等）への掲載には無償で協力すること。
- (エ) ネーミングライツへの応募がない等の理由で募集を中止した場合は、県民等への公募により愛称募集を行う場合がある。その場合も、上記(ア)から(ウ)と同様に協力を行うこと。

エ 広告スペースの運営

事業者は県の事前承諾を得た上で、水泳場施設内の壁面等の適当な位置に、一般企業の広告を掲載する広告スペースを設置し、広告主となる第三者に使用させることができる。

広告スペースの使用料は、事業者の収入とする。

- (ア) 事業者は、埼玉県屋外広告物条例の他、関連条例に定める手順に従って、県の事前の承諾を得ること。
- (イ) 広告スペースの設置にあたり、次の点に留意すること。
 - a スポーツ活動やフロア・通路の往来の妨げとならないこと。
 - b 観客席からの観戦、通路の標識、受付カウンターの案内表示など、施設利用上必要な情報や視界を遮るような掲出方法ではないこと。
 - c 階段の手摺を覆うなど、本来目的での使用が不可能となるような掲出方法ではないこと。
 - d 天井や壁面等を広告スペースとする場合、掲出物の落下のおそれがないようにすること。
 - e 施設内外の美観等を損ねることのないようにすること。
- (ウ) 施設の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に関する営業に該当するもの、政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人事募集、公序良俗に反するものは認めない。

(9) プール公認更新業務

プール公認更新申請に伴う申請書類の作成一式及びその他申請に必要な業務を行うこと。申請に要する費用（公益財団法人日本水泳連盟に支払う公認料及び公認測量者旅費等を含む。）は事業者の負担とする。

公認規則等の改定により、公認取得のために施設の改修や備品等の変更・追加等が必要となり別途費用が発生する場合は、県の負担とする。

(10) 駐車場・駐輪場運營業務

ア 実施方針

- (ア) 事業者は、「駐車場・駐輪場管理規程」を定め、常時、場内の監視を行い、駐車場・駐輪場が混雑した場合または混雑が予想される場合は、安全のため場内及び車両出入口付近に車両を誘導する整理員を配置する等、混雑の緩和、安全の確保について対応を行うこと。
- (イ) 場内の事故、車両の盗難等の発生を未然に防止し、常に正常な駐車場・駐輪場の利用状態を保つように努めること。
- (ウ) 場内で無断駐車等、不法な車両を発見した場合は、速やかに適切な処置を講じること。
- (エ) 事業者は、周辺の違法駐車・駐輪を防止するため利用者への啓発、注意等の必要な措置を講じること。
- (オ) 本施設の駐車場及び駐輪場は無料とする。

イ 駐車場・駐輪場運營業務

- (ア) 車両の誘導・監視・管理
 - a 入出庫車が円滑かつ安全に入出場できるように適切に対応すること。
 - b 周辺道路の交通混雑等の発生を防止するように適切に対応すること。
 - c 次の車両に対しては、駐車場・駐輪場への入庫を断ること。
 - (a) 駐車場・駐輪場の構造上、駐車が困難な車両
 - (b) 発火性または引火性を有する物品その他危険な物品を積載している車両
 - (c) 駐車場・駐輪場の施設、設備等を汚損し、または損傷するおそれがある車両
 - (d) 不正改造車両
 - (e) その他駐車場・駐輪場の管理に支障をきたすおそれがある車両
 - d 利用者に対し、駐車車両等の盗難防止に留意するよう、啓発に努めること。
- (イ) 利用への対応
 - a 常に利用者が安全に利用できるような状態を保つこと。
 - b 騒音の緩和やアイドリングストップの啓発等周辺住宅への配慮に努めること。
- (ウ) 事故等への対応

- a 放置物、放置車両、不審物等を発見した場合は、適切に処置し、事故等の未然防止に努めること。
- b 入出庫車による事故・トラブルが発生した場合には、速やかに警察等の関係機関に連絡するとともに、県に報告すること。また、事故・トラブルの発生状況、内容、対応処置等について、業務報告書に記録すること。

(エ) 大会時等における駐車場・駐輪場の運営業務

- a 事業者は、大会時等には、主催者に対し、駐車場・駐輪場の全部または一部を専用利用させることができる。ただし、大会等期間中に一般利用者を受け入れる場合は、利用スペースを一定規模確保するよう、事前に主催者と調整すること。
- b 大会時等の駐車場・駐輪場の利用に係る車両誘導や警備等に係る手配及び費用は主催者の負担とし、事業者は、「駐車場・駐輪場管理規程」において、大会時等の駐車場・駐輪場の全部または一部の専用利用に当たっての、事業者と主催者の役割分担等を定めること。
- c 大会時等において駐車場・駐輪場が不足することが想定される場合は、主催者の求めに応じて、事業者は周辺施設の管理者及び関係者と協議すること。
- d 大会時等において周辺道路の交通混雑等の発生が予想される場合は、主催者に対し、利用者等に対する公共交通機関の利用を促すように要請する等、交通混雑や周辺住民等への迷惑の発生を防止するように指導すること。

(11) 周辺施設、関係団体等連携業務

県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等の関係団体、大学、周辺施設等との連携により、本施設の活用等をきっかけとした新たなぎわいの創出やスポーツ健康づくりの推進等に向けた取組を積極的に行うこと。

イベント等の実施に係る費用は事業者の負担とし、得られる収入は運営・維持管理期間を通して事業者の収入とする。

なお、詳細については、事業者の提案に基づき県との協議の上、決定する。

(12) 物販コーナー等運営業務

- (ア) スポーツ飲料等を販売する自動販売機等を設置し、利用者の利便性の向上に資すること。
- (イ) 自動販売機以外に、スポーツ用品等の販売コーナーを設置することができる。
- (ウ) 物販コーナー等は受付近辺の空きスペースや本施設内の利用者の通行を妨げないスペースに設置し、行政財産の目的外使用許可を取得して運営

すること。

- (エ) 物販コーナー等の運営に係る費用は事業者の負担とし、得られる収入は運営・維持管理期間を通して事業者の収入とする。
- (オ) 販売する商品の内容は、事業者の提案によるものとし、事前に県の承認を得ること。

(13) 自由提案事業

事業者は、県の承諾を得た上で、自らが企画する自由提案事業を実施することができる。

ア 自由提案事業の留意事項

自由提案事業は、事業者が任意の提案に基づき独立採算で実施する事業であり、本事業の事業目的と合致し、利用促進や県の財政負担の軽減にも寄与するとともに、本事業の事業計画に過度の影響を与えないものとする。

なお、県と事業者で協議を行い、県の承諾を得た場合は、事業主体を別途設立して実施することや、第三者による実施、あるいは第三者に業務を委託して実施することも可能とする。

イ 自由提案事業実施に伴う利用料金等の取扱い

プール施設内の施設や設備・備品等あるいは本事業の整備計画地の一部を使用して自由提案事業を行う場合は、自由提案事業を行う者（事業者を含む。以下同様とする。）は、施設利用料金を指定管理者たる事業者に支払うものとする。また、当該施設利用料金とは別途光熱水費が発生する場合は、当該費用も事業者の負担とする。

ウ 自由提案事業の料金の取扱い

- (ア) 自由提案事業の実施に必要な料金は、自由提案事業を行う者が設定すること。ただし、事前に県に届け出ること。
- (イ) 料金の設定は自由提案事業を行う者の提案に委ねるが、設定に当たっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、また、民間施設と比較して過度に高額な料金とならないように配慮すること。
- (ウ) 料金の徴収は自由提案事業を行う者が行うものとする。なお、事業者が自由提案事業を実施する場合、本施設の他の利用料金とは区別して会計処理し、業務報告書に収支報告を記載すること。事業者が実施する自由提案事業の料金は、事業期間を通して全て事業者の収入とする。

4 維持管理業務

(1) 基本要件

ア 業務方針

次の事項を業務方針として維持管理業務を実施すること。

- (ア) 本施設が有する性能、機能等を維持すること。
- (イ) 省エネルギー、省資源に努めること。
- (ウ) 予防保全の考え方に基づく建築部位や設備等の更新・保守点検の実施と、その結果に基づく小規模な保守・メンテナンスの実施により、ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (エ) 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- (オ) 本施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止すること。
- (カ) 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- (キ) 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- (ク) 関係法令等を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施すること。
- (ケ) 各種警報機器の点検を怠ることなく日頃から火災等の未然防止に努めること。

イ 業務提供時間帯

本施設の運営等に支障のないよう、建築物保守管理、清掃等の業務ごとに実施時間帯を設定すること。なお、設定に当たっては、事前に県と協議を行うこと。

ウ 点検及び故障等への対応

業務計画書に従って点検を行い、その結果、故障等の対応が必要な場合は速やかに実施すること。なお、点検結果及び故障等の対応内容について、実施後速やかに県に報告すること。

(2) 建築物保守管理業務

ア 実施方針

本施設の性能、機能を維持し、公共サービスが常に円滑かつ快適に行われるよう、建築物等の点検、保守、保全等を実施すること。

(ア) 日常（巡視）保守点検

建築物等が正常な状況にあるかどうか、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（国土交通省）」に準じて現場を巡回・観察し、異常を発見したときには正常化に向けた措置を講じること。

(イ) 定期保守点検

建築物等が正常な状況にあるかどうか、目視や測定等により建築物等の状態を確認し、建築物等の良否を判定の上、点検表に記録するとともに、建築物等の各部位を常に最良な状態に維持すること。

(ウ) 不具合等への対応

- a 利用者からの申告等により発見された不具合等の修繕を行うこと。
- b 利用者等からの要望、情報提供等に対し、迅速な判断により対処すること。

- c 不具合等の発生時は現場調査、初期対応等の措置を講じ、必要に応じて速やかに県に報告すること。

イ 要求水準

(ア) 全体要件

- a 適正な性能、機能及び美観が維持できる状態に維持すること。
- b 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、迅速に修繕等を行うこと。
- c 金属部の錆、結露、カビの発生を防止に必要な措置を講ずること。
- d 建築物内外の通行等を妨げず、運営業務に支障のないようにすること。
- e 建築物等において重大な破損、火災、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。

(イ) 内壁、外壁（柱を含む。）

- a 仕上材や下地における浮き、剥落、ひび割れ、破損、変色、錆付き、腐食、チョーキング・エフロレッセンス等の防止及び発生時の修繕等を行うこと。

(ロ) 床

- a 仕上材や下地における浮き、剥れ、ひび割れ、破損、変色、腐食、極端な磨耗等の防止及び発生時の修繕等を行うこと。
- b その他、各スペースの特性に応じた利用に支障のないようにすること。

(エ) 屋根

- a 漏水のないこと。
- b ルーフドレイン及び樋について、正常な機能を維持すること。
- c 堆積物、植物、ごみ等の無いこと。
- d 構成部材や設置物の落下、飛散の恐れがないこと。

(オ) 天井

- a 仕上材や下地における浮き、剥落、脱落、ひび割れ、破損、変色、錆付き、腐食、チョーキング等の防止及び発生時の修繕等を行うこと。

(カ) 建具（扉・窓・窓枠・シャッター・可動間仕切等）

- a 適正な水密性、気密性、断熱性、遮音性を維持すること。
- b 各部にひび割れ、破損、変形、仕上の変色、劣化、錆付き、腐食、結露やカビの発生、部品の脱落等の防止及び発生時の修繕等を行うこと。
- c 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を維持すること。

(キ) 階段

- a 通行に支障・危険を及ぼすことのないようにすること。

b 仕上材や手すり等における破損、変形、緩み等の防止及び発生時の修繕等を行うこと。

(ク) 手すり等

a ぐらつき、ささくれ等の防止及び発生時の修繕等を行うこと。

(3) 建築設備保守管理業務

ア 実施方針

本施設の性能、機能を維持し、公共サービスが常に円滑かつ快適に行われるよう、建築設備等の運転、監視、点検、保守、保全等を行うこと。

(ア) 運転・監視

- a 設備等が正常な状況にあるかどうか、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（国土交通省）」に準じて現場を巡回・観察し、異常を発見したときには正常化に向けた措置を講じること。
- b 各諸室の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮した適正な操作により設備等を効率よく運転、監視すること。
- c 運転時期の調整が必要な設備等に関しては、県と協議の上、運転時間等を決定すること。
- d 操作・使用上の障害となるものを発見した場合は除去もしくは適切な方法により対応すること。

(イ) 法定点検

- a 各設備等の関係法令等の定めにより、点検を実施すること。
- b 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合には、適切な方法（保守、保全、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

(ウ) 定期点検

- a 各設備等について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行うこと。
- b 点検により設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合または何らかの悪影響を及ぼすと想定される場合には、適切な方法（保守、保全、交換、分解整備、調整等）により対応すること。
- c 主要な設備等でメーカー独自の機能を有し、他者での定期点検が難しい設備等においては、各種設備等の納入メーカーによる実施を基本とすること。

(エ) 劣化等への対応

- a 劣化等について調査、診断、判定を行い、適切な方法（保守、保全、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

(オ) 故障等への対応

- a 利用者からの申告やアラーム等により発見された軽微な故障の修繕を行うこと。

- b 利用者等からの要望、情報提供等に対し迅速な判断により対処すること。
- c 故障等の発生時には現場調査、初期対応等の措置を講じ、速やかに県に報告すること。

イ 要求水準

(ア) 照明・コンセント等

- a 全ての照明・コンセント等が常に正常に作動する状態を維持すること。
- b 破損、腐食、その他の欠陥がないように維持し、必要に応じて取り替えること。

(イ) 動力設備・受変電設備・自家発電設備

- a 全ての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく完全に作動するように維持すること。
- b 識別が必要な機器については、常に識別が可能な状態を維持すること。
- c 自家用電気工作物の保安管理をすること。

(ロ) 通信（電話・情報・テレビ共同受信等）

- a 全ての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に作動する状態を維持すること。
- b バックアップが必要なものについては、適切な措置を講じること。

(エ) 飲料水の供給・貯蔵・排水

- a 全ての配管、バルブ、蛇口等が確実に取り付けられ、清潔であること。
- b 全ての設備が完全に機能し、漏水のない状態を維持すること。

(オ) 排水・ごみ

- a 全ての溝、排水パイプ、污水管、排水管、下水溝、ゴミトラップ等は、漏れがなく、腐食していない状態を維持すること。
- b 全ての排水が障害物に邪魔されずスムーズに流れ、ゴミトラップ等に悪臭がない状態を維持すること。

(カ) 給湯

- a 全ての配管、温水器、貯蔵タンク、ヒーター、ポンプ、バルブ、蛇口、その他の機器がしっかりと固定され、空気、水、煙の漏れが一切ない状態を維持すること。
- b 全ての制御装置が機能し、効率が最大になるように正しく調整すること。

(キ) 空調・換気・排煙

- a 全てのバルブ、排気管、その他の機器が完全に作動しながら、エネルギー使用量が最小限に抑制でき、温度等が正しく調整されるよ

うにすること。

b 全ての制御装置が機能し、正しく調整されていること。

(ク) エレベーター設備

a 常時、正常に作動する状態を維持すること。

b 監視装置は常時、正常に作動する状態を維持すること。

(ケ) 防災設備

a 全ての防災設備が正常に作動する状態を維持すること。

(コ) その他

a 設備や備品の交換・追加に伴う業務対象の追加、仕様書の変更等が生じた場合には、それを適切に業務計画書に反映させた上、上記要求水準に応じた保守管理を行うこと。

(4) 器具・備品等保守管理業務

ア 実施方針

本施設の性能、機能を維持し、公共サービスが常に円滑かつ快適に行われるよう、器具・備品等について点検、維持、保守等を行い、常に良好な状態を維持すること。

イ 要求水準

(ア) 器具・備品の保守管理

a 本施設の機能を維持するため、運営上必要な器具・備品について、保守、点検を行うとともに、不具合の生じたものについて修繕・更新を行うこと。

b 器具・備品を適切に管理するために、備品に関する管理台帳を作成すること。なお、施設管理台帳に含めて作成することも可とする。

c 器具・備品については適切に管理を行うこととし、毎年度1回備品に関する管理台帳と現物を照合すること。なお、照合が完了した際は、県に報告すること。

d 器具・備品の修繕・更新については、県に修繕・更新計画書を提出すること。

(イ) 消耗品の管理等

a 本施設の運営に必要な消耗品は不足のないように適宜購入し、在庫を適切に管理すること。

b 不具合の生じたものに関しては随時更新を行うこと。

(5) 外構等保守管理業務

ア 実施方針

(ア) 本施設の性能、機能を維持し、公共サービスが常に円滑かつ快適に行われるよう、外構施設等の点検、保守、保全等を行うこと。

(イ) 外構施設の保守管理に当たっては、あらかじめ定められた要求水準を満

たすための適切な業務計画書を作成し実施すること。

イ 要求水準

(7) 外構施設

a 外構施設全般

- (a) 本施設の運営上必要な外構施設全般について、点検、保守、保全等を実施し、常に良好な状態を維持すること。
- (b) 本施設の出入口等は日常的に清潔・美観を維持すること。

b 埋設配管、側溝、暗渠、排水枡

- (a) 排水設備、溝、水路等は、ごみ、泥、その他の障害物が外から入らないようにし、良好な状態を維持すること。

c 外灯照明

- (a) 全ての照明等が常時、正常に作動する状態を維持すること。
- (b) 破損、腐食、その他の欠陥がないように維持し、必要に応じて取り替えること。

(1) 駐車場・駐輪場

- a 利用者が安全かつ快適に利用できるように留意し、「駐車場法」等で定められた技術的基準を満たすよう、運営・維持管理期間中、良好な状態を維持すること。

(6) 清掃業務

ア 実施方針

- (7) 本施設の環境・衛生を維持し、性能、機能及び外観においても快適な空間を維持すること。
- (1) 可能な限り業務及び利用者の妨げにならないよう、清掃を実施すること。
- (ウ) 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準じて厳重に管理すること。
- (エ) 清掃箇所の状況を踏まえ、日常清掃（日単位から週単位の短い周期で行う清掃）と定期清掃（月単位、年単位の長い期間で行う清掃）を組み合わせで行うこと。
- (オ) 清掃用具、洗剤等やトイレトペーパー等の衛生消耗品は全て事業者の負担とし、「グリーン購入法」の特定調達物品の使用に努めること。
- (カ) 電気、水道及びガスの計画的な節約に努めること。

イ 要求水準

(7) 共通事項

a 施設清掃業務

- (a) 安全で衛生的な環境を提供すること。
- (b) 清掃の必要が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (c) 利用者等アンケート調査等の結果を反映させ、必要に応じて改

善を行うこと。

- (d) 材質や仕上に応じた適切な方法により清掃、保全を行い、劣化防止に努めること。
- (e) 鍵の使用は清掃に必要な部署に限定し、必ず所定の場所へ返却すること。
- (f) 清掃業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。
- (g) 特に汚れが著しい場合は、適切な洗剤を使用して清掃すること。

b 害虫等防除業務

- (a) 関係法令等に基づき、適切な方法で害虫等防除を行うこと。

c 廃棄物処理業務

- (a) 環境に配慮した施設であり、ごみは原則として利用者が持ち帰るということを利用者等に徹底すること。
- (b) 必要なごみ箱（自動販売機等物品販売者の責任で処分するもの等）については、定期的にチェックすること。
- (c) 事業者は関係法令等に従い、利用者が持ち帰るごみを除き、本施設内で発生する全てのごみの収集・運搬・処理を行い、始業前にはごみ・汚れのない状態にすること。
- (d) ごみは、川口市の定める方法により分別を行い、処理すること。
- (e) ごみ置き場は、衛生的な状態を維持すること。

(イ) 施設別の特記事項

a メインプールゾーン・サブプールゾーン・機能向上ゾーン・大会運営ゾーン

- (a) 大会時等、特に混雑が予測される場合は、主催者に相当数のごみ箱等を設置するように指導し、本施設内のごみの散乱防止に努めること。なお、大会時のごみ処理については主催者の要望に応じて事業者が有料で請け負う体制を整備すること。
- (b) 観客席は常時、清潔な状態を維持すること。
- (c) プール本体、プールサイド等の点検、清掃等を行うこと。プール本体及びプールサイドについては、「プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）」に基づき点検・維持管理を実施すること。
- (d) プール開館中は、利用者が快適、安全に遊泳できるよう、毎日開館前に日常点検、清掃を行うこと。
- (e) 会議室等は、テーブル、机、椅子、備品類について清潔な状態を維持するとともに、整理整頓を行い、利用しやすい状態を維持すること。

b 管理ゾーン・共用ゾーン

- (a) 共用部分は、仕上に応じた適切な方法により、ほこり、ごみ、汚れ、シミ等を落とし清潔な状態を維持すること。
- (b) 出入口のガラス、マット、カウンター、電子案内板等は、清潔な状態を維持し、美観を保つこと。

c 外構

- (a) 通路、壁、舗装部分、機械部分、案内表示板等において、ごみや泥のない清潔な状態を維持するほか、ガラスの破片・くぎ等の安全面にも配慮すること。
- (b) 建築物等の周囲、出入口周辺、排水管、污水管、雨水桝等が泥、ほこり、ごみ、落ち葉等の汚れや詰まりのないよう、清潔な状態を維持し、美観を保つこと。
- (c) 定期的に外壁及び外部建具の清掃、排水溝及びマンホール等の清掃を行うこと。

(7) 警備業務

ア 実施方針

利用者の安全を守り、サービスの提供に支障のないよう、「警備業法」を遵守し、適切な防犯・防災警備を実施すること。

イ 要求水準

- (ア) 本施設の用途・規模・開館時間・利用状況等を勘案して適切な警備計画を立て県に提出した上で、犯罪・事故等の未然防止に努めること。
- (イ) 「警備業法」「消防法」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。
- (ウ) 施設の警備は年間を通して24時間行うこと。
- (エ) 警備方法は機械警備を原則とし、必要に応じて有人警備を行うこと。
- (オ) 大会時等には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう、主催者と調整の上、警備体制を整えること。
- (カ) 急病、事故、犯罪、火災等が発生したときまたは発生のおそれがあるときは、直ちに現場へ急行し、適切な処置を行った後、県及び関係機関に報告すること。本施設内において異常を発見した場合にも、速やかに県及び関係機関に連絡する等、適切な初期対応を行うこと。
- (キ) 不審者・不審物を発見した場合には、警察への通報等、適切な処置を行うこと。
- (ク) 本施設内における遺失物、拾得物については、「遺失物法」等に基づき適切に処理すること。
- (ケ) 拾得物・遺失物は、拾得物等台帳により管理し、原則として所轄警察署に届けること。
- (コ) 持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては、一

定期間保管した後、処分すること。

- (㉞) 廃棄したものかどうか疑わしい場合には、「都市公園法」の監督処分に係る規定に基づき処理することになるため、県と協議すること。
- (㉟) 放置自転車または放置原動機付自転車については、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」及び同施行規則により適切に処理すること。なお、撤去自転車等の保管場所までの運搬費等、処理に掛かる費用は事業者の負担とする。
- (㊱) 警備日誌を作成すること。警備日誌は「第 4-2-(8) 業務報告書の作成」に示す月報に記載し、県に報告すること。

(8) 修繕・更新業務

ア 実施方針

事業期間内の大規模修繕業務は想定していないが、事業期間内に本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新については、規模の大小に関わらず全て実施すること。

イ 要求水準

(ア) 修繕・更新の実施

- a 計画された修繕及び施設が正常に機能するために必要な修繕・更新が発生した場合には、関係法令等及び必要な手続き、資格等に基づき、速やかに業務を実施すること。
- b 利用者・業務従事者・不審者の故意・過失で生じた破損、その他緊急の修繕・更新が発生した場合には、速やかに業務を実施すること。

(イ) 修繕・更新の報告

- a 施設の修繕・更新を行った場合、修繕・更新箇所について県に報告を行い、必要に応じて県の立会による確認を受けること。

(ロ) 施設管理台帳等及び完成図面等への反映

- a 施設の修繕・更新を行った場合、修繕内容を履歴として記録に残し、以後の維持管理業務を適切に反映すること。また、修繕内容を施設管理台帳及び完成図面等に反映させ、常に最新の施設・設備等の状態が分かるようにすること。

(ハ) 長期修繕計画の作成

- a 事業者は、運営・維持管理期間における長期修繕計画を策定し、本施設の引渡しの6か月前までに県に提出し、県の承諾を受けること。
- b 供用開始から10年を経過した時点で修繕・更新の必要箇所についての長期修繕計画を作成して県に提出すること。
- c 事業期間終了の3年前までには、施設の状況についてチェック・評価し、時点修正を行った長期修繕計画を運営・維持管理業務報告

書とあわせて県へ提出すること。

d 事業期間終了後、県が効果的かつ効率的に適切な修繕・更新に取り組むことができるよう、具体的な修繕計画を作成すること。

e 県が国庫補助金として申請を検討している学校施設環境改善交付金の交付要件を満たすために、令和7年度末までに個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を作成し、提出すること。

f 要求水準

(a) 建築物等の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕・更新時期を示すこと。

(b) 修繕・更新が必要な場所の修繕履歴を示すとともに、消耗具合を具体的に示すこと。

(c) 特殊機材（製造中止による入手困難等）を使用している場合、その内容を示すとともに、代替できる機材があれば提示すること。

(d) 万一、事業期間終了時に発生している不具合がある場合は業務報告書にまとめて報告するとともに、事業期間終了後速やかに事業者の責任で解消すること。

(9) 植栽管理業務

ア 実施方針

(ア) 本施設の性能、機能を維持し、公共サービスが常に円滑かつ快適に行われるよう、植栽の点検、維持管理、剪定、植替え等を行うこと。

(イ) 植栽の維持管理に当たっては、あらかじめ定められた要求水準を満たすための適切な業務計画書を作成し実施すること。

イ 要求水準

(ア) 植栽の維持管理に当たっては、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。

(イ) 植栽を保護・育成・処理して豊かで美しい環境を維持すること。

(ウ) 植栽の種類と状況に応じて適切な方法により施肥、散水及び病害虫の駆除等を行い、良好な状態を維持すること。

(エ) 使用する薬剤及び肥料等は、環境及び安全性に配慮すること。

(オ) 樹木が折れたり倒れたりすることのないように管理し、必要に応じて剪定を行うこと。

(カ) 継続的に適切な維持管理が困難な場合、対応策について県と協議すること。

(10) 環境衛生管理業務

ア 実施方針

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて、本施設の環境

衛生管理を行うこと。

また、建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

イ 要求水準

- (ア) 業務計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定、検査及び調査等を実施して、その結果を評価すること。
- (イ) 測定、検査及び調査等によって、特に改善・変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、県に提出すること。
- (ウ) 業務計画のほか、測定、検査及び調査等の記録ならびに評価等に関する書類、関係機関等への報告書その他の書類を作成すること。
- (エ) 関係機関等の立入検査の際には、その検査に立ち会い、協力すること。
- (オ) 関係機関等から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業務従事者に周知するとともに、具体的な改善方法を明らかにした文書を作成し、県に提出すること。